足立区地域防災計画（平成 29 年度修正版）新旧対照表

１　新たな内容の追加：第２部　防災に関する組織と活動内容 ---------- 1

２　記載内容の充実・変更 ---------- 13

第１部　総則
　第１章　地域防災計画の概要 ---------- 13
　第４章　減災目標と対応の方向性 ---------- 15

第３部　災害予防計画　震災編
　第４章　津波等対策 ---------- 18
　第６章　情報・通信の確保 ---------- 18
　第７章　医療救護・保健衛生等対策 ---------- 18
　第９章　避難者対策 ---------- 19
　第 12 章　住民の生活の早期再建対策 ---------- 21
　第 13 章　受援体制の整備 ---------- 22

第３部　災害予防計画　風水害編
　第１章　水害予防対策 ---------- 25

第４部　災害応急対策計画　震災編
　第５章　応急対策の実施 ---------- 28
　第６章　情報・通信活動 ---------- 28
　第７章　医療救護・保健衛生等対策 ---------- 28
　第９章　避難者対策 ---------- 29
　第 12 章　住民の生活の早期再建対策 ---------- 32
　第 13 章　受援計画 ---------- 34

第４部　災害応急対策計画　風水害編
　第１章　水害応急対策の活動体制 ---------- 39
　第２章　水防活動 ---------- 40
　第７章　避難誘導計画 ---------- 40

第５部　災害復旧計画　震災編
　第９章　住民生活の早期再建施策 ---------- 40

平成３０年　３月

１．新たな内容の追加：第２部　防災に関する組織と活動内容

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
1	2	1	1	1	81	【記載なし】	**第１章　災害対策本部設置基準** **第１節　災害対策本部の設置の流れ** 区内において、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合、区民等の安全確保を迅速かつ的確に実施するため、以下の手順に基づいて早期に災害対策態勢を確立し、防災関係機関と協力して災害対策を推進する。 また、迅速かつ的確な初動体制を確立する上では、情報収集が重要となるため、情報収集指令室は、災害対策本部設置以前に、危機管理部長もしくはその代行者の判断により、先行的に設置される場合がある。 **第１　地震** **１　勤務時間内** 以下の場合、災害対策本部を設置する。 （１）　区内で震度６弱以上の地震が発生した場合（第四次非常配備態勢発令） （２）　区内で震度５弱又は５強、もしくは東京湾に津波警報が発令された場合で、テレビ・インターネット等からの情報収集・分析の結果、大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合 **【勤務時間内の災害対策本部の設置の基本的な流れ】** 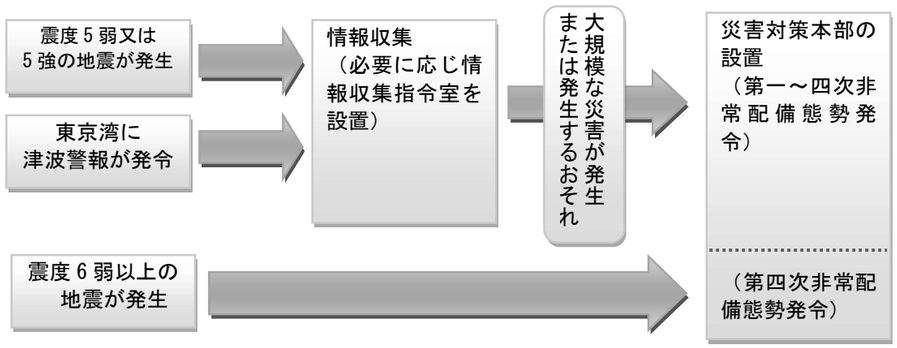 	今回の修正で新たに追加

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
2	2	1	1	1	82	【記載なし】	**２　勤務時間外** （１）区内で震度５弱以上の地震が発生した場合、緊急災害対策本部を設置する。 （２）大規模な災害が発生、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部へ移行する。 **【勤務時間外の災害対策本部の設置の基本的な流れ】** 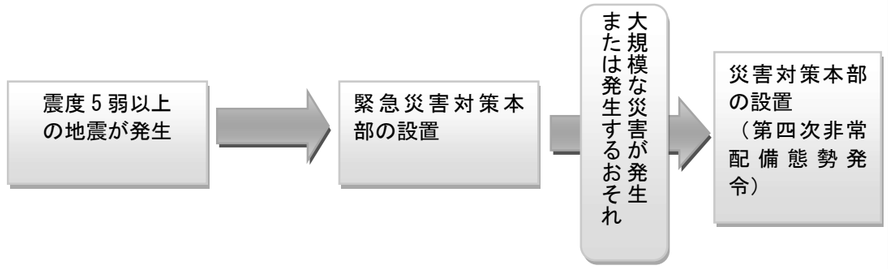 	今回の修正で新たに追加
3	2	1	1	2	82	**風水害編** **第３部　水防応急対策計画** **第１章　災害応急対策の活動体制** 【略】 **第５節　足立区災害対策本部活動体制（各部）** 【略】 **第２　水防本部体制** **１　水防本部の設置基準** 都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。 （１）足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。 （２）区内の河川に対して水防警報が発せられたとき。 （３）水防法第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。 （４）前 3 号に掲げるもののほか、都市建設部長が水災が発生するおそれがあると認めたとき。	**第２　風水害** **１　水防本部の設置** 気象予報により注意予報が発せられた場合、テレビ・インターネット等から情報を収集し、次の条件の場合、水防本部を設置する。 （１）足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき （２）区内の河川に対して水防警報が発せられたとき （３）水防法第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき （４）前３号に掲げるもののほか、都市建設部長が、水災が発生するおそれがあると認めたとき	現行では風水害編に記載していたものを移動し、修正

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
4	2	1	1	2	82	**風水害編** **第３部　水防応急対策計画** **第１章　災害応急対策の活動体制** 【略】 **第５節　足立区災害対策本部活動体制（各部）** **第１　活動体制** １　台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、被害が生じる恐れがある場合は、災害の規模や区内の各種状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、災害対策本部を設置する。 ２　各種風水害における災害対策本部の設置基準が明確に定められている場合、その基準にもとづき設置する。現在、河川のはん濫が予測される場合は、水位変化と危険レベルに応じて設置することになっている（河川の水位が避難判断水位に達した時、災害対策本部を設置）。	**２　災害対策本部の設置** 台風、豪雨、竜巻、強風、大雪等の発生により、被害が生じる恐れがある場合は、災害の規模や区内の各種状況（河川状況等）を含め総合的に勘案し、災害対策本部を設置する。 各種風水害における災害対策本部は、中川（吉川水位観測所）、綾瀬川（谷古宇観測所）の水位が避難判断水位（レベル３：中川 3.8m、綾瀬川 3.1m）に達した時に設置する。河川のはん濫が予測される場合は、水位変化と危険レベルに応じて設置する（河川の水位が避難判断水位に達した時（原則、水位危険度レベル３以上））。 **【水防本部、災害対策本部の設置の基本的な流れ】** 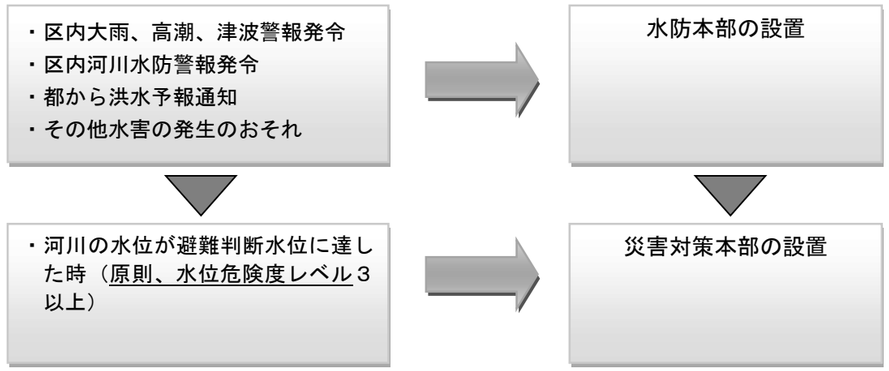 	現行では風水害編に記載していたものを移動し、修正
5	2	1	2	1	84	**第２部　施策ごとの具体的計画** 【略】 **第６章　応急対応力の強化** 【略】 **第５節　具体的な取組【応急対策】** **第１　初動態勢及び応急対策活動体制** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 **④　災害対策本部の組織と活動** **ア　災害対策本部の設置** （ア）区長若しくはその代理者は、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策本部を区役所中央館８階災害対策本部室に設置する。 （イ）本部員の職にあてられている者は、総務部長に本部の設置を要請することができる。 （ウ）総務部長は、上記の要請があった場合、又はその他の状況により、本部を設置する必要があると認めた場合は、本部員を招集し、協議の上、本部の設置を区長に申請する。ただし、本部員を招集するいとまがないときは、総務部長が区長と協議の上、本部を設置する。 （エ）総務部長は、本部が設置されたときに、直ちに東京都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。 （オ）災害対策本部を設置した場合、総務部長は庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。 （カ）各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。 （キ）災害対策本部長である区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を廃止し、直ちに東京都知事及び関係機関に通知する。	**第２節　災害対策本部の組織及び活動** **第１　災害対策本部の設置** １　災害対策本部は、区長若しくはその代理者が、災害の規模、情報収集指令室等の報告等に基づき設置する。 ２　設置場所は、区役所中央館８階災害対策本部室とする。 ３　部長の職にあてられている者は、区長もしくは代理者に本部の設置を要請することができる。 ４　危機管理部長は、本部が設置されたときに、直ちに東京都知事に報告するとともに、各部長及び警察署、消防署等の関係機関に通知する。 ５　危機管理部長は、本部が設置されたときに、庁舎玄関前及び必要な場所に「足立区災害対策本部」の表示を掲出する。 ６　各部長は、所属職員に本部の設置を周知徹底する。 ７　区長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。 ８　危機管理部長は、本部が解散した場合、直ちに東京都知事及び関係機関に通知する。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
6	2	1	2	2	85	【組織図】 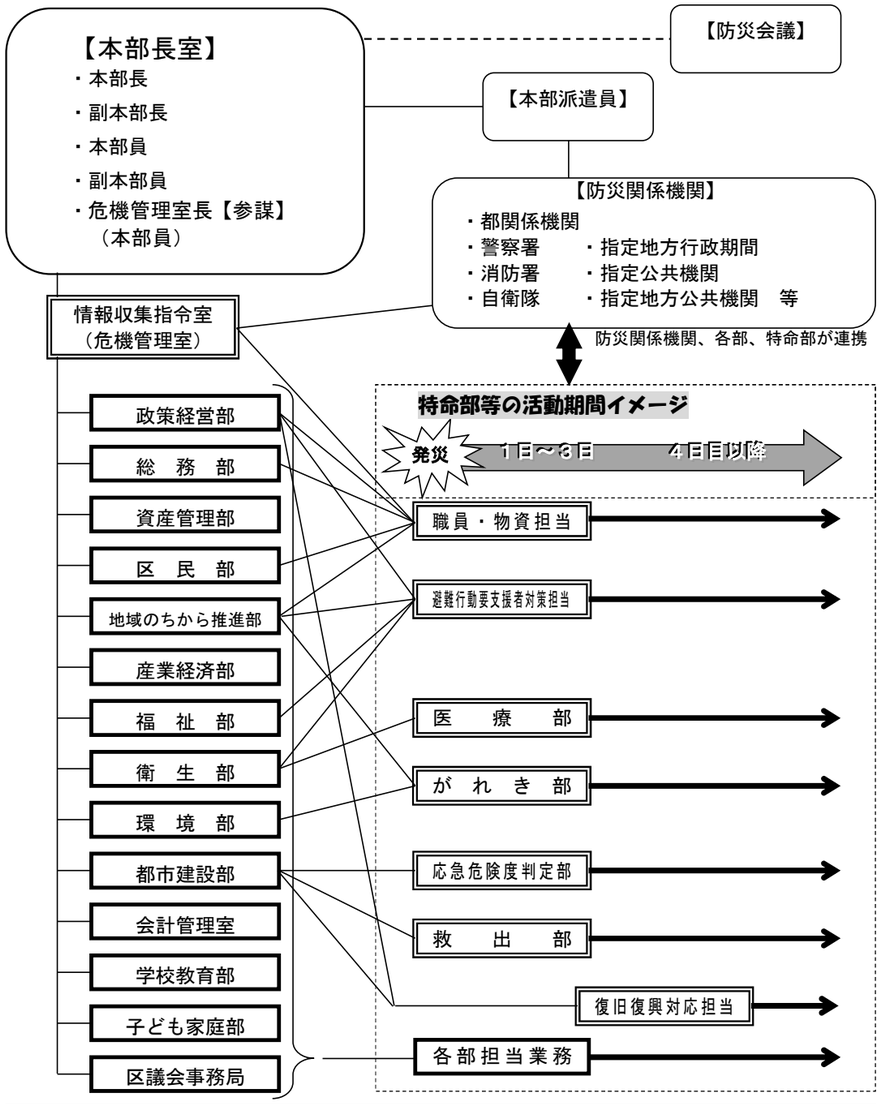 【特命部の構成】 情報収集指令室：総務部危機管理室職員、指定職員 職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部 避難行動要支援者対策班：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署 医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社 がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部 応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、専門ボランティア 救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部 復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署	第２　災害対策本部の組織 １　災害対策本部は、本部長室（中央館８階）、情報収集指令室（南館７階：危機管理部等）及び区（各部等）をもって構成する。 【組織図】 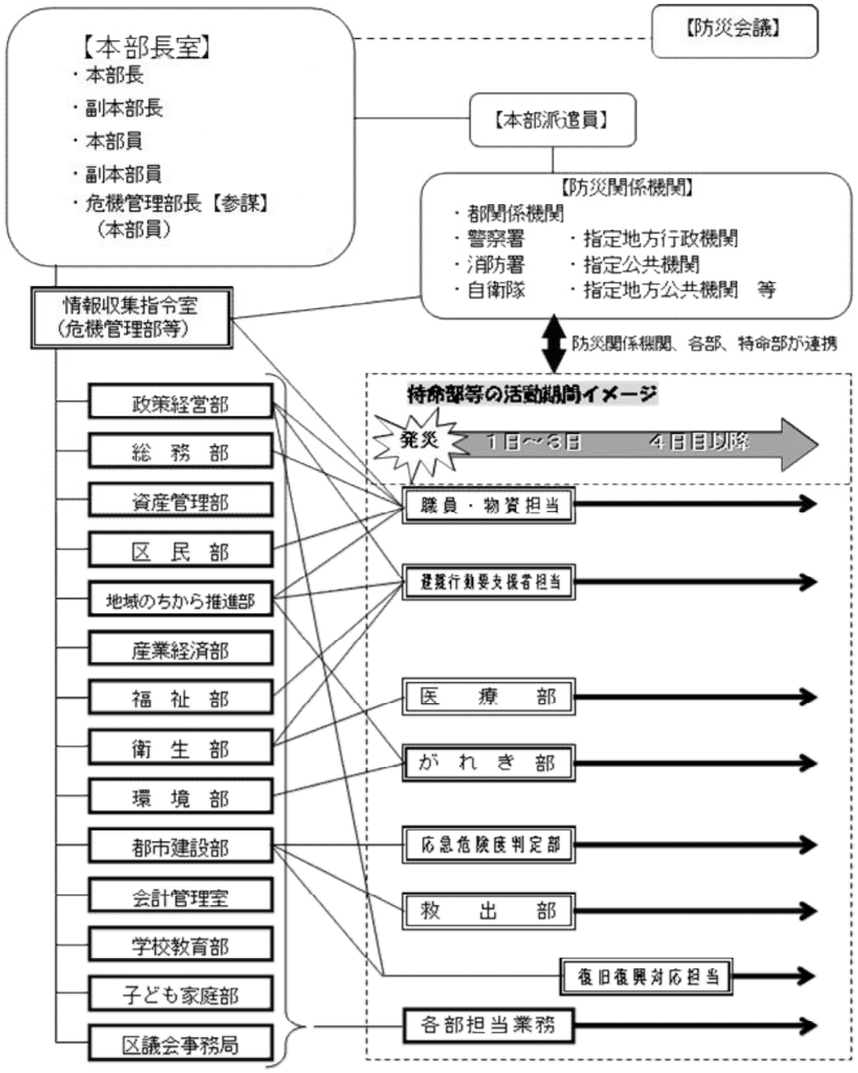 【特命部の構成】 情報収集指令室：危機管理部職員、指定職員 職員・物資担当：総務部、区民部、地域のちから推進部 避難行動要支援者担当：福祉部、衛生部、地域のちから推進部、政策経営部、その他関係部署 医療部：衛生部、足立区医師会、日本赤十字社 がれき部：環境部、東京都足立都税事務所、地域のちから推進部 応急危険度判定部：都市建設部（建築室）、専門ボランティア 救出部：警察署、消防署、自衛隊、都市建設部 復旧復興対応担当：都市建設部、政策経営部、産業経済部、その他関係部署	

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
7	2	1	2	2	86	a　本部長室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。 （a）本部の非常配備体制及び廃止に関すること （b）災害情報の収集及び伝達に関すること （c）避難の勧告又は指示に関すること （d）自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること （e）市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること （f）その他災害対策に関すること （g）本部長室の庶務は、情報収集指令室（総務部危機管理室）が行う。 【略】 c　本部長等の職務は以下のとおり。 （a）本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 （b）副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。 （c）なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。 (1)総務部長 (2)危機管理室長 (3)危機管理室長経験者 (4)災害対策課長経験者の部長級職員 (5)危機管理課長経験者の部長級職員 (6)その他部長級職員で、組織順の上位にあるもの 【略】 h　情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は以下のとおり。 （a）各種情報の収集・伝達に関すること （b）災害対策本部の指示伝達に関すること （c）各部局、特命部、関係機関との情報連絡調整に関すること （d）避難勧告・指示に関すること （e）受援活動に関わる関係機関との連絡調整に関すること （f）防災会議の招集に関すること i　情報収集指令室の各職員の職務は以下のとおり （a）室長（危機管理室長）は、情報収集指令室の統括を担当する。 （b）副室長（災害対策課長）は、情報分析班の統括、通信・渉外班の統括、室長不在間の情報収集指令室の統括を担当する。 （c）なお、職務代理者に事故があるときは、危機管理課長がその職務を代理する。 （d）情報分析班（班長（災害対策係長））は、以下の業務を担当する。 (1)被害情報の収集と分析に関すること (2)避難勧告・指示発令の検討に関すること (3)応急対策実施状況の把握と需給ギャップの推定と対策検討に関すること (4)協定等にもとづく応援要請の検討に関すること (5)個々の協定等を担当する各部と応援要請の検討に関すること (6)他の自治体等からの自主的な応援に関する対応の検討に関すること (7)本部活動の記録の作成に関すること （e）通信・渉外班（班長（危機管理課長）、危機管理係長、施設管理係長等）は、以下の業務を担当する。 (1)通信手段の確保に関すること (2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること	a　本部長室は、本部長、副本部長、本部員、副本部員で構成し、本部の基本方針を審議策定するため、次の事務を所掌する。 （a）本部の非常配備<u>態勢</u>及び廃止に関すること （b）災害情報の収集及び伝達に関すること （c）避難の勧告又は指示に関すること （d）自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること （e）市町村及び他の公共機関、防災機関等に対する応援要請に関すること （f）その他災害対策に関すること （g）本部長室の庶務は、<u>情報収集指令室</u>（危機管理<u>部等</u>）が行う。 【略】 c　本部長等の職務は以下のとおり。 （a）本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 （b）副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故等があったときは、その職務を代理する。 （c）なお、職務代理者に事故あるときは、以下に定める順序により臨時代理者をおく。 (1)<u>危機管理部長</u> (2)<u>総務部長</u> (3)危機管理<u>部</u>長経験者 (4)災害対策課長経験者の部長級職員 (5)危機管理課長経験者の部長級職員 (6)その他部長級職員で、組織順の上位にあるもの 【略】 h　情報収集指令室は、室長、副室長、班員で構成し、主な業務は以下の<u>表のとおり</u>。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th>現行（平成 27 年度修正時点）</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>(3)避難勧告・指示の伝達に関すること
(4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること
(5)防災関係機関・協定自治体等への通信に関すること
(6)区各部との連絡調整に関すること
(7)防災会議の招集に関すること</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>87</td><td>
【防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】
<table>
<tr><th>組　織　名</th><th>業　　務　　内　　容</th></tr>
<tr><td>危機管理室長</td><td>情報収集指令室の統括</td></tr>
<tr><td>災害対策課長</td><td>情報分析班の統括、通信・渉外班の統括、室長不在間の情報収集指令室の統括</td></tr>
<tr><td>情報分析班（班長：災害対策係長）</td><td>(1)被害情報の収集と分析に関すること
(2)避難勧告・指示発令の検討に関すること
(3)応急対策実施状況の把握と受給ギャップの推定と対策検討に関すること
(4)協定等にもとづく応援要請の検討に関すること
(5)個々の協定等を担当する各部と応援要請の検討に関すること
(6)他の自治体等からの自主的な応援に関する対応の検討に関すること
(7)本部活動の記録の作成に関すること</td></tr>
<tr><td>通信・渉外班（班長：危機管理課長）</td><td>(1)通信手段の確保に関すること
(2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること
(3)避難勧告・指示の伝達に関すること
(4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること
(5)防災関係機関・協定自治体等への通信に関すること
(6)区各部との連絡調整に関すること
(7)防災会議の招集に関すること
（資料編　第 20「宿日直者の職務概要」、第 24「災害状況速報」、第 25「災害（中間・確定）報告様式」　P.資-6-3、6-6、6-7 参照）</td></tr>
</table>
※１　部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。
※２　ただし、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。
※３　本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。
</td><td>
【７階防災センター情報収集指令室の組織及び業務内容】
<table>
<tr><th colspan="3">組　織　名</th><th>業　　務　　内　　容</th></tr>
<tr><td colspan="3">危機管理部長</td><td>情報収集指令室の統括</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害対策課長</td><td>情報分析班、通信班、部長不在間の情報収集指令室の統括</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報分析班（班長：災害対策係長）</td><td>(1)被害・気象等の情報の収集と分析に関すること
(2)避難情報の発令の検討に関すること
(3)応急対策の実施状況把握と需給ギャップの推定と対策の検討に関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">通信班（班長：施設管理係長）</td><td>(1)通信手段の確保に関すること
(2)被害情報の収集・伝達の発令に関すること
(3)避難勧告・指示の伝達に関すること
(4)都への災害状況報告（速報、中間・確定報）に関すること
（資料編震災編　第 22「宿日直者の職務概要」、第 26「災害状況速報」、第 27「災害（中間・確定）報告様式」P.資-5-3、5-6、5-7）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当課長</td><td>受援班の統括</td></tr>
<tr><td colspan="2">受援班（班長：担当係長）</td><td>(1)受援に関する状況把握・とりまとめに関すること
(2)応援資源の調達・管理の調整に関すること
(3)応援の要請、受入のとりまとめに関すること</td></tr>
<tr><td colspan="2">危機管理課長</td><td>渉外・庶務班、連携班の統括
部長・災害対策課長不在時の情報収集指令室の統括</td></tr>
<tr><td colspan="2">渉外・庶務班（班長：危機管理係長）</td><td>(1)情報収集指令室への関係機関派遣員、危機管理部対応の防災関係機関・協定自治体等との連絡調整に関すること
(2)防災会議、本部長室の招集及び運営に関すること
(3)庁内調整、各種調整会議の開催に関すること
(4)情報収集指令室の庶務に関すること
(5)本部活動の記録の作成に関すること</td></tr>
<tr><td>連携班</td><td>広報室（広報室長指定）</td><td>(1)報道広報活動に係る情報の収集・伝達、報道機関等の対応
(2)災害情報の発信、調整　等</td></tr>
<tr><td></td><td>区（各部）（各部長指定）</td><td>(1)応急対策、各種会議、庁内調整等に関する情報収集指令室への参加・協力、及び連絡調整等
(2)受援ニーズに関する各部状況把握・とりまとめ、報告
(3)応援部隊の各部調整、受入に関すること　等</td></tr>
</table>
※１　連携班における区（各部）は、部の庶務担当係職員を原則とする。
※２　過去の災害の教訓から、応急対策の指令統制機能を主要な任務とする情報収集指令室（危機管理部職員）は、原則として報道機関、住民からの照会、来訪希望者への個別対応は行わず、本部長室での会議等を通じ、それらの対応体制を速やかに整備する。
</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>9</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>88</td><td>【記載なし】</td><td><u>【情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例】</u>
<u>災害時には人命に関わる緊急対応が必要な情報と、そうでない情報が混在し、一度に流通するリスクがあることから、情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容を検討する。</u>（資料編震災編　第 3「情報の重要性及び緊急性の優先順位付けの業務内容の例」P.資-0-19）</td><td>今回の修正で新たに追加</td></tr>
<tr><td>10</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>88</td><td>【各部・各公社等分掌事務内容 】
<table><tr><th>各部・公社等名称</th><th>震災発生１日～３日の応急対策</th><th>震災発生４日目以降の応急対策</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（総務部）</td><td>①災害対策本部の運営に関すること
②情報収集指令室の管理・運営統括
③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること
④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること
⑤一般ボランティアの受入れ・支援に関すること
⑥職員・物資担当の管理・運営統括
⑦救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること
⑧応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること
⑨職員動員数の把握に関すること
⑩職員の給食に関すること</td><td>①防災会議の開催に関すること
②職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること
③その他左記の応急対策業務</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（地域のちから推進部）</td><td>①区内被害情報収集・調査
②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること）
③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護
④所管施設の被害状況調査
⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営
⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容
⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園）
※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設</td><td>①り災証明のための家屋被災調査
②り災証明発行
③文化財の保護
④左記の応急対策業務
⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給
⑥各種民間団体との連絡調整
⑦がれき処理住民受付
⑧応急仮設住宅受付協力
⑨応急学童保育の実施</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table></td><td><u>３　区（各部等）の分掌事務は、下表に示すとおりである。</u>
【各部・各公社等分掌事務内容 】
<table><tr><th>各部・公社等名称</th><th>震災発生１日～３日の応急対策</th><th>震災発生４日目以降の応急対策</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td><u>区（総務部）</u></td><td><u>①一般ボランティアの受入れ・支援に関すること</u>
<u>②職員・物資担当の管理・運営統括</u>
<u>③救護食料及び救護物資の調達及び分配計画に関すること</u>
<u>④応急対策物資、車両、船艇等の調達に関すること</u>
<u>⑤職員動員数の把握に関すること</u>
<u>⑥職員の給食に関すること</u></td><td><u>①職員の服務、給与、健康管理、公務災害補償に関すること</u>
<u>②その他左記の応急対策業務</u></td></tr><tr><td><u>区（危機管理部）</u></td><td><u>①災害対策本部の運営に関すること</u>
<u>②情報収集指令室の管理・運営統括</u>
<u>③災害情報の収集・伝達及び統括に関すること</u>
<u>④防災関係機関並びに各部との連絡調整に関すること</u></td><td><u>①防災会議の開催に関すること</u>
<u>②その他左記の応急対策業務</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>区（地域のちから推進部）</td><td>①区内被害情報収集・調査
②要配慮者の対応（要配慮者移送に関すること）
③地域のちから推進部所管施設利用者の応急救護
④所管施設の被害状況調査
⑤第二次避難所（福祉避難所）の管理・運営
⑥遺体安置所の設置及び遺体の収容
⑦応急給水槽管理運営（スポーツ振興課（総合スポーツセンター）：総合スポーツセンター、中川区民事務所：大谷田南公園、鹿浜区民事務所：北鹿浜公園）、<u>伊興区民事務所：諏訪木東公園内応急給水槽、江北区民事務所：北宮城町公園内応急給水槽</u>
※第二次避難所（福祉避難所）については担当する施設</td><td>①り災証明のための家屋被災調査
②り災証明発行
③文化財の保護
④左記の応急対策業務
⑤義援金の受領、配分計画及び見舞金の支給
⑥各種民間団体との連絡調整
⑦がれき処理住民受付
⑧応急仮設住宅受付協力
⑨応急学童保育の実施</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table><u>※１　部の名称及び分掌事務は、足立区災害対策本部条例施行規則のとおりとする。</u>
<u>※２　ただし、本部長は、職員動員数、災害の状況等に応じ必要があると認めるときは、臨時に分掌事務を変更することができる。</u>
<u>※３　本部長は、災害対応の緊急性や業務量等に応じ、必要があると認めるときは、部を横断し人員を再配分することができる。</u></td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
11	2	1	2	3	92	ウ　災害対策本部体制の考え方と業務分掌 【略】 （ア）情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動の窓口、災害対策本部への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。	**第３　災害対策本部体制の考え方と業務分掌** 【略】 １　情報収集指令室を、災害対策本部長の指揮を補佐する部門として位置づける。情報収集指令室で情報収集伝達、受援活動のとりまとめ、本部長室への各種情報の伝達、各部への指示等を実施する。	
12	2	1	3	1～5	93	**③　緊急災害対策本部の設置と活動** ア　勤務時間外で、気象庁発表の足立区の震度が５弱以上の場合、若しくは区が設置している震度計が震度５弱以上を記録した場合、区は、直ちに緊急災害対策本部（以下「緊対本部」という。）を設置する。 イ　緊対本部は、副区長を本部長とする。 ウ　緊対本部職員は指定された各区民事務所等に参集し、参集場所毎に統括者及び副統括者を置く。 エ　統括者は緊対本部長の命を受け、また参集職員は統括者の命を受けて次の事務を行う。 （ア）災害情報の収集・伝達 （イ）被害状況の調査確認 （ウ）区防災無線の開局 （エ）災害対策本部の設置準備 （オ）緊急救助活動 （カ）区が設置した学童保育室の安全確保 （キ）その他緊対本部長が必要と認めて指示する事項 オ　緊対本部の構成員、参集場所等については、別途要綱に定める。	**第３節　緊急災害対策本部の設置と組織及び活動** **第１**　勤務時間外で、気象庁発表の足立区の震度が５弱以上の場合、若しくは区が設置している震度計が震度５弱以上を記録した場合、区は、直ちに緊急災害対策本部を区役所南館７階防災センターに設置する。 **第２**　緊急災害対策本部は、副区長を本部長とする。 **第３**　緊急災害対策本部職員は指定された各区民事務所等に参集し、参集場所毎に統括者及び副統括者を置く。 **第４**　統括者は緊急災害対策本部長の命を受け、また参集職員は統括者の命を受けて次の事務を行う。 １　災害情報の収集・伝達 ２　被害状況の調査確認 ３　区防災無線の開局 ４　災害対策本部の設置準備 ５　緊急救助活動 ６　区が設置した学童保育室の安全確保 ７　その他緊急災害対策本部長が必要と認めて指示する事項 **第５**　緊急災害対策本部の構成員、参集場所等については、別途要綱に定める。	
13	2	2	－	－	94	【記載なし】	**第２章　足立区業務継続計画（ＢＣＰ）の概要** 業務継続計画（ＢＣＰ）は、地域防災計画を補完する計画であり、区が被災し、資源制約が伴う条件下においても非常時優先業務の実施を確保する目的で策定する。 区としては、災害発生直後は業務が混乱し機能不全に陥りやすいという、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえ、これを防止するために、「行政も被災する深刻な事態」を考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、災害発生時の即応態勢を早期に確立するとともに、効果的・効率的で迅速な人員の配分を行う。	今回の修正で新たに追加
14	2	2	－	－	94	**【自治体の非常時優先業務】** 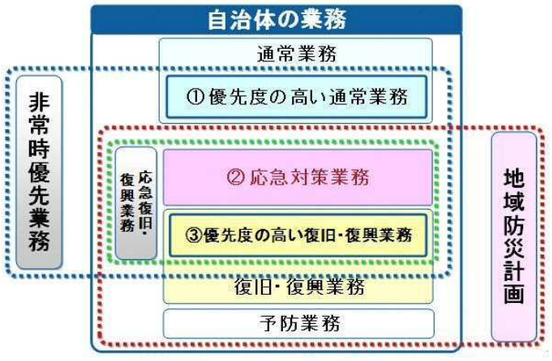 	**【非常時優先業務のイメージ】** 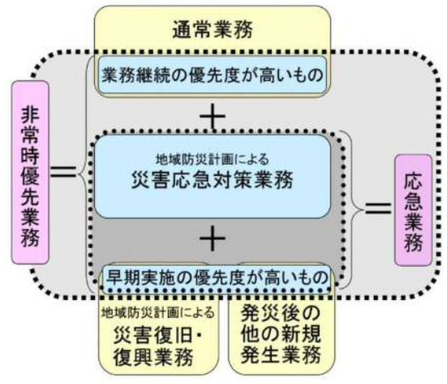 出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年２月）	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
15	2	2	－	－	94	**【BCP 策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図】** 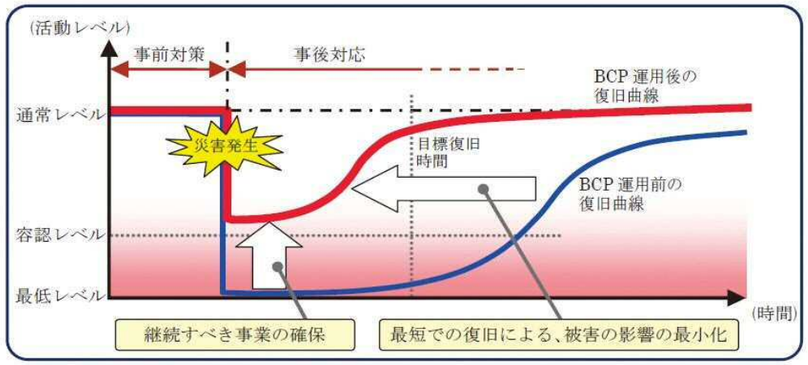 	**【発災後区が実施する業務の推移】** 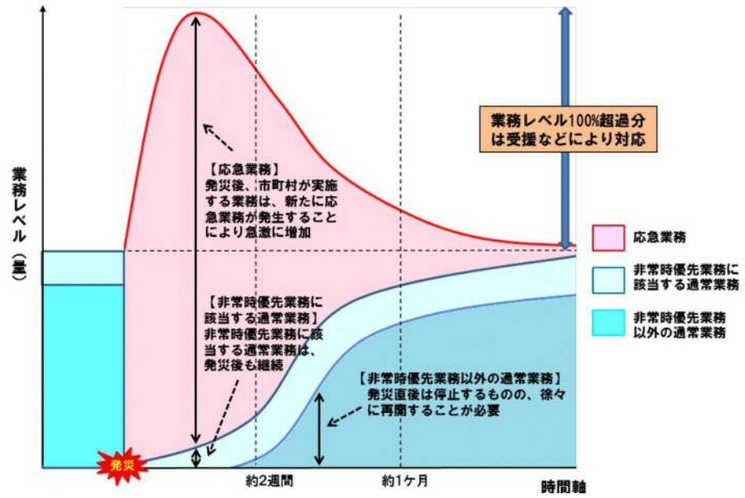 出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成 28 年 2 月）を一部改変	
16	2	2	1	1	95	**第１　初動態勢及び応急対策活動体制** **（１）対策内容と役割分担** 各防災関係機関は、区の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な活動体制を確立する。 応急対策に必要な資源が不足するとき、各防災関係機関は、優先順位に応じた資源配分を行う。優先順位は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三は復旧・復興である。	**第１節　地震等災害発生時の即応態勢** **第１**　区及び各防災関係機関は、区の区域内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から守るため、各防災関係機関が一体的な効果を発揮しうるよう必要な活動体制を確立する。 災害応急対策において、資源が不足するとき、各防災関係機関は、第一に生命の安全確保、第二に最低限の生活確保、第三は復旧・復興の優先順位で、これに応じた資源配分を行うとともに、必要な資源が不足する場合は、非常時優先業務の執行に必要な資源の早期確保を重視する。	
17	2	2	1	2	95	**①　区職員の初動態勢** 【地震発生直後の情報収集と対応】 ア　職員は、地震を感じた場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・ラジオから地震の情報を収集しなければならない。 イ　職員は、気象庁発表の足立区の震度が５弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が５弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。 （ア）勤務時間外の場合は、すべての職員は、自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集する。緊急災害対策本部参集職員は、参集途上で被害状況を観察し、拠点到着後、防災無線により防災センターに報告する。 （イ）勤務時間内の場合は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。	**第２　区職員の初動態勢** １　職員は、災害発生のおそれ又は発生を確認（地震の感知、風水害情報の確認等）した場合、直ちに防災行政無線及びテレビ・インターネット等から災害の情報を収集しなければならない。 ２　職員は、地震において気象庁発表の足立区の震度が５弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が５弱以上を記録した場合は、次の行動をとらなければならない。 （１）勤務時間外の場合 ア　緊急災害対策本部参集職員は指定場所に、第一次非常配備態勢職員は職場に参集する。参集途上で被害状況を観察し、指定場所、職場到着後、防災無線等により７階防災センターに報告する。 イ　上記以外の全職員は、各自災害に関する情報を収集し参集に備え、非常配備態勢の指令に従う。なお、震度６弱以上を記録した場合は、指令を待たず、あらゆる手段を利用し職場に参集する。 （２）勤務時間内の場合 部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者は、直ちに応急対策実施の準備を行い、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しない。また、勤務場所を離れている場合は、上司と連絡をとり、指示を仰ぐ。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
18	2	2	1	3	95	**②　区（各部）の初動態勢** ア　早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の応急対策の成果を左右する。このため、東日本大震災での教訓を踏まえて見直した部別行動計画に基づき行動する。また、必要に応じて策定している発災直後 6 時間の対応をまとめた初動マニュアルを活用する。	**第３　区（各部）の初動態勢** １　早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の応急対策の成果を左右する。このため、東日本大震災での教訓を踏まえて見直した部別行動計画に基づき行動する。また、必要に応じて策定している発災直後 6 時間の対応をまとめた初動マニュアルを活用する。 ２　区長が不在もしくは職務遂行に支障をきたす状況にある場合は、災害対策本部副本部長（副区長、教育長）、危機管理部長、総務部長の順位で業務を代行し、緊急時の重要な意思決定に支障を生じさせないようにする。 ３　本庁舎における区（各部）及び災害対策本部の業務遂行が困難になる等本庁舎が使用不能に陥るような万が一の場合を想定して、代替業務場所及び災害対策本部の代替場所についてあらかじめ検討しておくことが必要である。この際、停電等に備えた、非常用発電機や燃料等、及び水や食料品の確保を図る。 ４　区（各部）は、発災時各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を非常時優先業務として整理し、被災者支援や住民の対応に欠落を生じないように業務が遂行できる体制を確立する。 **【災害対策本部で把握、対応すべき事項のマニュアルの例】** 災害対策本部において把握、対応すべき事項（人的被害、建物被害の状況等）を災害事象ごとに事前に想定するため、チェックリスト方式のマニュアル等の整備を行う。	
19	2	2	1	4	96	**⑤　業務継続計画（ＢＣＰ）との調整と運用** ア　ＢＣＰの発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。 イ　ＢＣＰ発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）とも努める。 ウ　区長は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。	**第４　業務継続計画（ＢＣＰ）との調整と運用** １　ＢＣＰの発動は、災害対策本部設置後に、災害対策本部の指示により行われ、その指示に基づき被災時対応を開始する。 ２　ＢＣＰ発動後の被災時対応の終了時期は、災害対策本部が決定し、全部門の職員に通知する。また、復興に向けて迅速に平常時の体制へと移行できるよう、区（各部）が努める。 ３　区長もしくはその代理者は、災害対策と業務継続計画（ＢＣＰ）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。	
20	2	2	2	1	97	⑥　職員動員態勢 ア　区長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令を発し、部長及び本部の職員を配備する。 【略】 イ　夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、管理職員（１人）及び情報連絡員（１人）が、輪番制で防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。 ウ　上記の体制確立後、本部長は災害の規模等により、非常配備の体制を変更する。 エ　総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。 （資料編に「非常配備体制配備人員報告様式」　P.資-6-8） オ　本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備体制を発する。 カ　部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。	**第２節　職員配備計画** **第１　非常配備態勢** １　区長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置したときは、状況により次の区分に基づき非常配備態勢の指令（下図）を発し、部長及び本部の職員を配備する。 【略】 ２　本部長は、職員動員数、災害の状況等により必要があると認めたときは、非常配備の態勢を変更する。また、状況に応じて特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢を発する。 ３　総務部長は、必要に応じて区職員動員数を各部長に求め、把握する。 （資料編震災編 第 28「非常配備態勢配備人員報告様式」 P.資-5-8） ４　部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、部別行動計画に基づき、所定のマニュアルを参考に所属職員に必要な指示をしなければならない。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>21</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>97</td><td>【非常配備態勢の種別】
<table><tr><th>種　　別</th><th>発令の時期</th><th>動員体制</th></tr><tr><td>第　一　次
非常配備態勢</td><td>災害の発生その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>災害の発生を防ぎょするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。
【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）】</td></tr><tr><td>第　二　次
非常配備態勢</td><td>1　局地災害が発生したとき。
2　概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。
3　その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
【職員の 4 分の 1】</td></tr><tr><td>第　三　次
非常配備態勢</td><td>1　区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。
2　その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢
【職員の 2 分の 1】</td></tr><tr><td>第　四　次
非常配備態勢</td><td>1　災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。
2　その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。
3　気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合、第四次非常配備態勢をとる。</td><td>本部の全力をもって対処する態勢
【全職員】</td></tr></table></td><td>【非常配備態勢の種別】
<table><tr><th>種　　別</th><th>発令の時期</th><th>動員体制</th></tr><tr><td>第　一　次
非常配備態勢</td><td>1　災害が発生するおそれがあるとき、その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。
2　気象庁発表の足立区の震度が 5 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 5 弱以上を記録した場合。</td><td>災害の発生を防ぎょするための措置を強化し、救助その他、災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とする態勢とする。
【部・課長（各部庶務担当職員で、部長の指定する者）、その他本部長が必要とする者】</td></tr><tr><td>第　二　次
非常配備態勢</td><td>1　局地災害が発生したとき。
2　概ね 12 時間後に災害が発生するおそれがあるとき。
3　その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>第一次非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢でかつ社会的混乱の防止をし、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
【職員の 4 分の 1】</td></tr><tr><td>第　三　次
非常配備態勢</td><td>1　区内の複数地域について災害が発生し、又は災害の発生が予想されるとき。
2　その他の状況により、災害対策本部長が必要と認めたとき。</td><td>区内の複数地域についての災害に直ちに対処できる態勢
【職員の 2 分の 1】</td></tr><tr><td>第　四　次
非常配備態勢</td><td>1　災害が拡大し、第三次非常配備態勢では対処できないとき。
2　その他の状況により災害対策本部長が必要と認めたとき。
3　気象庁発表の足立区の震度が 6 弱以上の場合、若しくは区が設置した震度計が 6 弱以上を記録した場合。</td><td>本部の全力をもって対処する態勢
【全職員】</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>22</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>98</td><td>【記載なし】</td><td>第２　非常配備態勢までの対応
1　夜間・休日等に発生する地震災害等の非常事態に対処するため、平日夜間にあっては、情報連絡員（２人）が、休日等にあっては、管理職員（１人）及び情報連絡員（２人）が、輪番制で７階防災センターに宿直し、勤務時間外の災害発生に備える。
2　区は、発災後災害対策本部が設置されるまでの間、勤務時間内においては、７階防災センター内に設置された情報収集指令室の要員が、勤務時間外においては、７階防災センター勤務の災害情報連絡員（２人）と連絡を受けた危機管理部当番班要員が、災害情報の収集と連絡に当たり対応する。対応にあたっては、情報収集指令室長あるいは各班長の指示を受けるとともに、休日の時間外にあっては、管理当直者の指示に従うものとする。
3　気象庁の「予報」または「警報」、もしくはこれに準じる災害に関する情報を入手した場合、危機管理部長が必要を認めた時は、７階防災センターに情報収集指令室を設置し、必要な情報収集を行うとともに災害予報等の動向を分析し、必要に応じて非常配備態勢への移行を準備する。
4　水防本部が設置される場合には、水防本部の職員配備態勢の行動に準じる。</td><td>今回の修正で新たに追加</td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
23	2	3	－	－	99	【記載なし】	**第３章　防災関係機関等との相互協力関係** 区は、区内において発生した災害に対して、区及び区内所在の防災関係機関を中核とする応急対策を行うことを基本とする。このため、区と防災関係機関は日常から連携を密にして、災害に対処しなければならない。また、災害の程度により被害が広範囲に及んだり、区内防災関係機関だけでの対応が困難な場合には、都、国の防災関係機関や他の地方自治体からの応援、及び民間団体やボランティアによる支援等を受けて対応する必要がある。	今回の修正で新たに追加
24	2	3	1	1	99	【記載なし】	**第１節　防災関係各機関との協力計画** 第１　区は、下記に示す防災機関の長または代表者に対し災害応急対策の実施を要請する。防災関係機関に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。 １　警察災害派遣隊 ２　緊急消防派遣隊 ３　自衛隊	今回の修正で新たに追加
25	2	3	2	1	99	【記載なし】	**第２節　都との協力計画** **第１**　区長は、都知事に応援又は応援のあっせんを求める等して災害対策に万全を期することとする。都に支援を要請する際は、必要な手続きを考慮し、迅速な受入を可能とする。	今回の修正で新たに追加
26	2	3	3	1	99	【記載なし】	**第３節　他自治体等地方公共団体との協力計画** **第１**　区は、災害時において他の自治体の協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築するとともに、区内で災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している地方自治体へ支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。また、応援協定自治体以外についても、国や都、ないしは自治体に直接支援を要請し、受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。	今回の修正で新たに追加
27	2	3	4	1	99	【記載なし】	**第４節　民間・ボランティア等との協力計画** **第１**　区は、民間団体等との協定に基づき、各部長は、災害応急活動に必要な業務や施設利用について要請する。民間団体等に支援を要請する際は、協定にもとづく手続きに努め、迅速な受入を可能とする。 **第２**　区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備し、迅速な受入を可能とする。 **第３**　区は、医療関係機関等と連携し、医療救護に係る応援隊の受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。	今回の修正で新たに追加

２．記載内容の充実・変更

第１部　総則

第１章　地域防災計画の概要

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
28	1	1	1	1	1	**第１部　足立区の防災力の高度化に向けて** **第１章　地域防災計画（震災対策編）の概要** **第１節　計画の目的及び前提** **第１　計画の目的** 足立区は地震に対して脆弱な特性を持っている。それは、足立区の地盤が軟弱な沖積層であること、木造住宅密集地域が点在していること等を理由とするものである。現在、危惧されている首都直下地震に加え、平成 23 年３月 11 日の東日本大震災クラスの地震が発生した場合、現状のままでは大きな被害から免れることはできない。しかし、国、都、区、そして区民、事業者が、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、地震発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめることができる。 この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。	**第１部　総則** **第１章　地域防災計画の概要** **第１節　計画の目的及び前提** **第１　計画の目的** 足立区は、海抜２ｍ前後の沖積低地であり、その地盤が軟弱であること、及び木造住宅密集地域が分布していることなどにより、地震や風水害に対して脆弱な特性を持っている。このため、首都直下地震のような大震災や河川堤防の決壊を伴うような大水害などの大規模災害に対する十分な備えと対策が求められている。 国、都、区、そして区民、事業者が、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。 この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。	
29	1	1	1	2	1	**第２　計画の前提** この計画は、最新の人口動態、第１部第２章第２節に掲げる「被害想定」、東日本大震災等の最近の大規模地震等から得た教訓、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども、障がい者等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細かい配慮が必要である。 東日本大震災において、これらの要配慮者の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、区としてもこうした動向を踏まえ計画を策定した。 足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大、要配慮者により配慮した防災対策、地域や事業者等と区との連携した防災活動を推進していく。	**第２　計画の前提** この計画は、最新の人口動態と土地区画整理などの都市建設事業などに基づき、足立区において予想される大規模地震発災時の「被害想定」、東日本大震災や熊本地震等の最近の大規模地震等から得た教訓、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。また、風水害に関しては、過去の台風や最近顕著となっているゲリラ豪雨などの都市型水害を参考として計画を策定した。 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子ども、障がい者等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細かい配慮が必要である。 特に、要配慮者への対応については、東日本大震災や熊本地震においても、必ずしも十分ではなかったとの指摘がなされている。これらを背景に、国の防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われていることから、区としてもこうした動向を踏まえ計画を策定した。 足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大していくとともに、要配慮者により配慮した防災対策を行いながら、地域や事業者等と区とが連携した防災活動を推進していくものとする。	
30	1	1	3	－	3	**第３節　計画の全体像** 本計画は、第１部で総論、第２部で予防・応急・復旧対策、第３部で復興対策を定めている。 また、第２部においては、区及び防災関係機関が行うべき災害対策を、取り組む分野ごとに整理し、その分野ごとに具体的に記載している。また、その分野ごとの記載は、対策の一連の流れを理解しやすいように配置し、地震前の行動「予防対策」、地震直後の行動「応急対策」、地震後の行動「復旧対策」の３つの枠組みに分けて記載している。 本計画の全体像は、次のとおりである。	**第３節　計画の全体像** 本計画は、第１部「総則」、第２部「防災に関する組織と活動内容」、第３部「災害予防計画」、第４部「災害応急対策計画」、第５部「災害復旧計画」、第６部「災害復興計画」、第７部「応急対策に関する足立区全体シナリオ」、付属編「警戒宣言等に伴う対策計画」、「応援派遣計画」から構成されている。その他に、別冊で資料編と地区防災編がある。 第２部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の多様化及び増加に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、発災時における即応態勢と、防災関係機関等との協力関係を記載してある。 第３部以降は、これまでの施策分野を中心にした記述から、予防・応急・復興という段階を中心にして、それぞれの段階において、共通となる施策についての対策等を記載した。 本計画の全体像は次のとおりである。	

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
31	1	1	6	1 2	7	【記載なし】	**第６節　地区防災計画との連携** **第１　地区防災計画の目的** 平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成23年３月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。 このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内の一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」と言う。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。 地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティを維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。 **第２　地区防災計画の位置付け** 地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画が規定されることにより、地域防災計画と地区防災計画に基づく防災活動とが連携し、地区の防災力を向上させるものである。 **【地区防災計画の位置付け】** 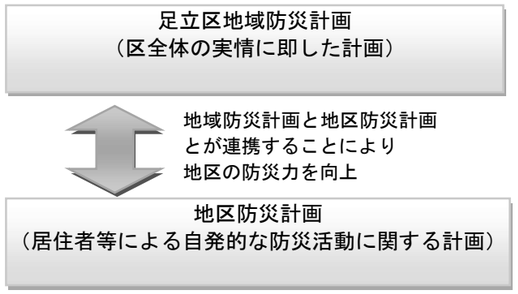	新たに６節を追加（現行は５節まで）

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
32	1	4	1	1	36	**第５章　被害軽減とまち再生に向けた目標（減災目標）** **第１節　減災目標** 本計画の目的である「減災の視点で、区と防災関係機関、区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守る」ため、12 の分野に対して、足立区の現況や被害想定を踏まえて課題を抽出し、減災の目標を到達目標として設定した。 また減災目標を、大きく「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標に分類し、この最終到達点を「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」と設定した。 12 の分野に対する、3 つの枠組み（【予防対策】、【応急対策】、【復旧対策】）ごとの施策が全て実施されることにより、到達目標及びその最終到達点である「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」が達成されるものとして施策を推進する。 なお、本計画における減災目標の体系を p29～p31 に示す。 足立区の「被害想定」は、第１部　第２章　第２節に示す通り、死者 712 人（最大：東京湾北部地震の場合）とされており、その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。	**第４章　減災目標と対策の方向性** **第１節　基本目標** **第１　基本目標** 減災の目標には、大別して「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と「まちの早期復興」に関わる目標があり、この最終到達点である**「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」**を基本目標として設定する。 なお、足立区の「被害想定」では、地震災害被害（第１部　第３章　第２節）において死者の想定をしている。死者数は 712 人（最大：東京湾北部地震の場合）とされており、その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。	
33	1	4	1	2	36	【記載なし】	**第２　基本目標達成の考え方** 第３部の災害予防計画、第４部の災害応急対策計画、第５部の災害復旧計画の施策が全て実施されることにより、基本目標である**「死者をなくす」及び「区民生活の早期復興」**が達成されるものとして施策を推進する。	現行の第１節の中に追加
34	1	4	1	3	36	**第２節　減災目標達成のための施策管理** 本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第１章　第５節　計画の修正）、また、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第１章　第４節　計画の習熟）。 これを受け、目標達成のために実施する 12 の分野の各施策のうち、事前に準備できる予防対策については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。 また、各取組の進捗が定量的に把握できる事項については、各施策目標の管理表（巻末に掲載）により進捗管理を行う。	**第３　基本目標達成のための施策管理** 本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第１章　第５節　計画の修正）、また、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第１章　第４節　計画の習熟）。 これを受け、目標達成のために実施する各施策のうち、事前に準備できる災害予防計画（第３部）については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。また、震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、災害予防計画の震災編の施策体系を基本に施策管理を行う。 また、各取組の進捗が定量的に把握できる事項については、各施策目標の管理表（巻末に掲載）により進捗管理を行う。	
35	1	4	1	3－1	36	**第１　施策等の管理体制の整備** 本計画の第２部　第２章から第 13 章に示す 12 の分野に対して、それぞれに関係する関係機関や庁内担当部課に危機管理室災害対策課を加えた、検討部会等を整備し、年１回、各年の施策実施状況（進捗、課題点など）を確認するとともに、施策実施の強化方策などについて検討を行うものとする。 また、検討部会等の検討結果により、必要に応じ本計画の見直し案を作成し、防災会議の承認を得て、計画の修正を行うものとする。	**第３－１　施策等の管理体制の整備** 本計画の災害予防計画（第３部）に記載する施策に対して、それぞれに関係する関係機関や庁内担当部課に危機管理部を加えた、検討部会等を整備し、年１回、各年の施策実施状況（進捗、課題点など）を確認するとともに、施策実施の強化方策などについて検討を行うものとする。 また、検討部会等の検討結果により、必要に応じ本計画の見直し案を作成し、防災会議の承認を得て、計画の修正を行うものとする。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
36	1	4	1	3 － 3	37	**第３　施策目標の管理表による管理** 各施策目標の管理表（巻末に掲載）は、第２部　第２章から第 13 章に示す 12 の分野に対する「予防対策」のうち、代表的な事業や指標を整理している。 今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。 新たに各施策目標の管理表に事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。	**第３－３　施策目標の管理表による管理** 各施策目標の管理表（巻末に掲載）は、災害予防計画（第３部）に示す施策のうち、代表的な事業や指標を整理している。 今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。 新たに各施策目標の管理表に事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。	
37	1	4	3	1 － 7	52	**第２章　区民と地域の防災力向上** **第１節　現在の到達状況** **第１　自助による区民の防災力向上** 【略】 **第３節　課題** **第７　地区防災計画策定の推進** 平成 27 年度に地区防災計画の策定を進めている地区（千住柳町地区、千住寿町北地区）以外においても、必要に応じ策定を進めていく。 また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。	**第３節　課題** **第１　区民と地域の防災力向上** 【略】 **第１－７　地区防災計画策定の推進** 平成27年度、28年度策定した千住地区以外の地区においても、地区防災計画を策定する必要がある。このため、地区防災計画の策定目的やその要領等について、足立区全域にわたって啓発を図り、区民組織の中での自発的策定を促進していく必要がある。現時点では、重点地域を抽出し、できるだけ早い段階で本計画を策定していかなければならない。 また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。	
38	1	4	3	13	60	**第４節　課題** **第１　受援体制** 支援を受ける（以下「受援」という。）にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援（先遣派遣隊を含む）する場合などがある。そのため、受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかする必要がある。 【記載なし】 **第２　広域連携の強化** 東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なくなかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、区や他の自治体にわたり、広域的に被災し、区市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠	**第１３　受援** **第１３－１　受援体制** 支援を受ける（以下「受援」という。）にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援（先遣派遣隊を含む）する場合などがある。そのため、受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかする必要がある。 また、受援には、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、様々な対応が求められる。これらを円滑に行うためには、災害対策本部各班・課に業務ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当が必要となる。 **第１３－２　資源の調達・管理機能の強化** 受援の選任担当の役割には、応援の受入れの調整窓口に加えて、どれだけの人的・物的資源の応援ニーズがあり、またどれほどの応援を受けているかといった「受援に関してとりまとめる」こと、そのとりまとめの結果に基づき、今後調達すべき資源を見積もり、整理する「資源の調達・管理を行う」ことなどが求められる。このため、資源の調達・管理機能を強化する必要がある。 **第１３－３　広域連携の強化** 東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なくなかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かったことから、区や他の自治体にわたり、広域的に被災し、区市町村の相互応援では対応できない場合に備え、遠隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する必要がある。	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
						隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する必要がある。 **第３　受援が必要な業務の明確化と継続性の確保** 東日本大震災においては、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ（機関、能力）のマッチングが困難だったほか、自治体から派遣される職員が短期間で交替するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。そのため、災害対策本部内で区の状況を収集把握した上で、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。	**第１３－４　受援が必要な業務の明確化と継続性の確保** 東日本大震災においては、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ（機関、能力）のマッチングが困難だったほか、自治体から派遣される職員が短期間で交替するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。そのため、災害対策本部内で区の状況を収集把握した上で、必要な支援を明確にし、応援要請を行う必要がある。	
39	1	4	5	13	78	【記載なし】	**第５節　到達目標と取組内容** 【略】 **第１３　受援** **第１３－１　受援の専任担当の明確化** 受援対策本部において、受援に関する活動調整の専任担当を明確化する。 **第１３－２　人的・物的資源の調達・管理の仕組みづくり** 限られた応援資源を受援ニーズに基づいて効果的に投入するため、応援受援の資源の可視化を可能とし、効率的な応援受援の資源管理を行うことができる仕組み・手法を構築する。 **第１３－３　受援対象業務の事前想定** 災害時に円滑な受援活動が展開できるよう、全庁的な受援対象業務の洗い出しを通じて、受援の対象業務を事前に把握する。	

第３部　災害予防計画　震災編
第４章　津波等対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
40	3 震	4	6	－	174	**第５節　具体的な取組** 【略】 **第６　津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実** **（１）対策内容と役割分担** 　複合災害や洪水対策等を考慮して、区は、全区民に基本的な考え方としての「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるため、また足立区の津波危険に関する特性の認識を浸透させるため、津波防災意識の啓発となる講演等を通じて、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。 　なお、区内で地震に遭った場合として、「河川敷（高水敷）から即避難する」という考え方の定着を目指す。 【略】 **（２）詳細な取組内容** ≪区（**関係部**）≫ ①　区民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための普及啓発に努める。 ②　区の特性として荒川河川敷が避難場所に指定されていることから、どのような避難行動が適しているのか等の知識の普及啓発を行う	**第６節　津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実** 【略】 **（１）対策内容と役割分担** 　複合災害や洪水対策等を考慮して、区は、全区民に基本的な考え方としての「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる講演等を通じて、防災に対する正しい知識と体験を区民に広げる。 　都の津波被害想定では、河川敷の一部で浸水が生じる可能性があるとされているため、区は、地震発生直後、いったん津波の発生や危険性を確認するために河川敷からは退避し、その危険が無い場合に地震火災からの避難場所として使用することを区民に周知していく。 【略】 **（２）詳細な取組内容** ≪区（**関係部**）≫ ①　区は、区民に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための普及啓発に努める。 ②　荒川河川敷内に指定された避難場所は、浸水の想定はないが、河川敷利用者が地震発生時に避難場所か否かの判断ができない可能性があることや、想定を上回る津波への備えを考慮して区は、「地震イコール津波・即避難」との行動が必要であることを区民に周知していく。	

第６章　情報・通信の確保

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
41	3 震	6	2	－	191	**第５節　具体的な取組** 【略】 **第２　住民等への情報提供体制の整備** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 【記載なし】	**第２節　住民等への情報提供体制の整備** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 ③　避難所以外に生活する被災者も含む区民への迅速、的確な提供情報（避難情報、災害情報、物資配給情報、医療・福祉等のサービスに関する情報）を検討する。	

第７章　医療救護・保健衛生等対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
42	3 震	7	1	－	194	**第５節　具体的な取組** 【略】 **第１　初動医療体制の整備** 【略】 **（２）詳細な取組内容** ≪区（総務部【危機管理室】、衛生部）≫ ①　区の情報連絡体制 ア　区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。	**第１節　初動医療体制の整備** 【略】 **（２）詳細な取組内容** ≪区（危機管理部、衛生部）≫ ①　区の情報連絡体制 ア　区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターは、区衛生部及び区内医療機関等の医師から区長が指定する。	

第９章　避難者対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
43	3 震	9	2	－	219	**第５節　具体的な取組** 【略】 **第２　避難所・避難場所等の指定・安全化** 【略】 （ウ）避難所の確保・充実 a　避難所が不足する場合に備え、民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進する等、避難所の確保・充実に努める。	**第２節　避難所・避難場所等の指定・安全化** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 （ウ）避難所の確保・充実 a　避難所が不足する場合に備え、神社・仏閣など民間を含めた多様な施設との避難所施設利用に関する協定の締結を推進する等、避難所の確保・充実に努める。	
44	3 震	9	3	－	222	**第３　避難所の管理運営体制の整備等** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 ①　第一次避難所 ア　第一次避難所　避難所の運営は被災者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を　単位として組織化されている避難所運営会議が避難所運営本部を立ち上げる。区は災害に備えるため、平常時より避難所運営会議による避難所開設・運営訓練等を支援する。 【略】 キ　避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。 【記載なし】 【記載なし】	**第３節　避難所の管理運営体制の整備等** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 ①　第一次避難所 ア　避難所の運営は被災者による自主運営を原則とし、災害時には避難所を単位として組織化されている避難所運営会議が避難所運営本部を立ち上げる。区は災害に備えるため、平常時より避難所運営会議による避難所運営ゲーム（ＨＵＧ）を含む避難所開設・運営訓練等を支援する。 【略】 キ　避難所運営において女性の視点を積極的に導入する。 （ア）運営組織に関すること 組織づくりにおいては、管理責任者の中に女性を配置する等人選に配慮する。 （イ）居室・専用スペースに関すること 専用のスペース（仮設トイレ、物干し場、更衣室、授乳室、乳幼児・子どもの遊び場等）を確保し、避難所の施設利用計画等に指定する。また、妊産婦や育児中の家庭へ配慮した居室割り当てや、発災直後の混乱期は男女別の居室等も検討する。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（ウ）物品及び配布に関すること
女性用物品（生理用品等）の備蓄に努めるとともに、女性による配布など、配布方法について、考慮する。
（エ）相談窓口等に関すること
相談窓口の設置や巡回相談等の実施を図る。
（オ）防犯等に関すること
巡回警備などにより、避難所における防犯・安全確保等に努める。

【略】
タ　同行避難動物の飼養場所等を確保し、可能な限り事前に避難所運営マニュアルの施設利用計画に記載する。同行避難動物受け入れの手引きの作成及び様式を整備する。</td><td></td></tr>
<tr><td>45</td><td>3
震</td><td>9</td><td>5</td><td>－</td><td>228</td><td>【記載なし】</td><td>第５節　避難所外の避難者対策
（１）対策内容と役割分担

<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）</td><td>〈１〉指定避難所以外の避難者の状況調査の実施
〈２〉指定避難所以外の避難者への支援</td></tr></table>
（２）詳細な取組内容
≪区（関係部≫
①　災害発生時には、避難所外避難者が多く発生することが想定されることから、熊本地震などの教訓も踏まえながら、その実態の把握や支援についての体制等に関する検討を行う。
②　避難所外の避難のうち、車中泊やテント泊に関しては、健康被害が懸念されるほか、区内のオープンスペースは、様々な応急対策活動の拠点として活用することを想定しているため、区民等に対し、以下のような普及・啓発を行う。
ア　車中泊はエコノミークラス症候群、テント泊は気温の変化に伴う体調悪化などの健康被害が懸念されること。
イ　避難生活の情報提供、物資の配給が届きにくい可能性があり、避難者の健康状態の把握も難しいこと。
ウ　区内のオープンスペースは、災害時の応急対策活動の拠点として活用する計画であること。
エ　災害時には交通規制がひかれ、自動車利用は自粛を要請される見込みであること。
オ　一次避難所においては要配慮対応のスペースの確保に努めるとともに、必要に応じ福祉避難所を開設することなど、避難所において最低限の生活環境の確保が行われていること。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>46</td><td>3
震</td><td>12</td><td>1</td><td>－</td><td>239</td><td>
第１　生活再建のための事前準備
（１）対策内容と役割分担
都は、区が実施するり災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。
①　り災証明の発行
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr>
<tr><td>区（政策経営部、総務部、総務部［危機管理室］、地域のちから推進部）</td><td>〈１〉災害対策基本法第２条第１号に規定する災害において、り災証明の発行手続を実施
〈２〉ガイドラインに基づき、現況の住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制を把握し、必要に応じて調査員不足が想定されるマンパワーや各種情報連係に必要なシステム化を検証
〈３〉調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施</td></tr>
<tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr>
</table>
（２）詳細な取組内容
≪区（政策経営部、総務部、総務部［危機管理室］、地域のちから推進部、会計管理室）≫
①　り災証明の発行
ア　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づく住家被害認定調査手法や、り災証明発行体制等について、都がガイドラインを策定しており、区においても平時での業務手順等の確認や、協定等の事前対策の充実と標準化を図る。
イ　り災証明の発行根拠となる、災害に係る住家被害認定調査の研修を実施する。
ウ　災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制の構築を図る。
エ　被害状況調査体制を充実するとともに、消防署と区は協定締結や事前協議、訓練等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。
オ　区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について都（主税局）と連携を図る。
</td><td>
第１節　生活再建のための事前準備
（１）対策内容と役割分担
都は、区が実施するり災証明発行手続のシステム化や、迅速な生活復旧体制の確保を図る。
①　り災証明の発行
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr>
<tr><td>区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部）</td><td>〈１〉東京都被災者生活再建支援システム利用協議会において、迅速かつ公平な被災者生活再建支援業務を実現するための検討を行う。
〈２〉「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制の確立や応援・受援体制の確立を図る。
〈３〉調査手法やり災証明事務手続に関する職員研修を実施</td></tr>
<tr><td>【略】</td><td>【略】</td></tr>
</table>
（２）詳細な取組内容
≪区（政策経営部、総務部、危機管理部、地域のちから推進部、会計管理室）≫
①　り災証明の発行
ア　平成２８年１１月に東京都及び都内区市町村で設立した「東京都被災者生活再建支援システム利用協議会」において、被災者支援業務の標準化及び電子化を図るとともに相互応援体制の整備を行う。
イ　被災者生活再建支援システムを活用した住家被害認定調査、り災証明発行、その後の生活再建支援まで一貫した実施体制の構築を図る。
ウ　住家被害認定調査やり災証明発行など多くのマンパワーが必要となる業務の人員資源を確保するため、応援要請内容等の検討を行う。
エ　住家被害認定調査やり災証明事務手続きに関する職員研修を実施する。
オ　被害状況調査体制を充実するとともに、消防署と区は協定締結や事前協議、訓練等を行い、り災証明発行に係る連携体制を確立する。
カ　区は、り災証明の発行に必要な固定資産関連情報について都（主税局）と連携を図る。
</td><td></td></tr>
<tr><td>47</td><td>3
震</td><td>12</td><td>1</td><td>－</td><td>246</td><td>
第５節　具体的な取組
【略】
第７　学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策
【略】

【記載なし】
</td><td>
第７節　学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策
【略】
《区（関係部）》
④　私立小中学校及び私立保育園等
関連条例や基準等に基づき、各施設は防災訓練等を実施しているが、区は、公立と私立の差が発生しないように、各事業者へ指導・要請していく。
</td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
48	3 震	13	1	－	247	**第１章　計画方針** **区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。** 阪神･淡路大震災では、全国からボランティアが被災地の支援に集まり、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障害者のケアなど、多方面で活躍した。 一方で、ボランティアの派遣先や、活動拠点等が定まっておらず、さらに派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災でも同様の問題が起きている。 そのため、神戸市では平成２５年３月に「災害受援計画（直下型地震編）」を策定し、あらかじめ支援が必要な業務や、応援の受入先、活動場所や時期等を神戸市の各所属毎、業務毎に明確にすることで、効果的、効率的に支援を受ける体制を整備している。 また、内閣府は、各関係機関の連携を円滑に進める必要性から、平成 26 年 3 月に「災害対策標準化検討会議報告書」をまとめた。その中で、関係機関同士の活用要員や資器材、取り扱う書類の様式等に関する標準化・共有化を打ち出している。 足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、あらたに受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。 なお、受援計画に基づく具体的な活動については、各部の部別活動計画と調整の上、早急に定めていくものとする。 **第１節　基本的な考え方** 区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。 効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れ際の要請の手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。 なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。 １　受援先の指定 ２　受援に関する連絡・要請の手順 ３　対策本部との役割分担・連絡調整体制 ４　応援機関の活動拠点 ５　応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等	**第１節　計画方針** **区は、自らの地域で発生した災害に対し、あらかじめ多方面からの支援を効率的・効果的に受け入れるための受援計画を策定することにより、発災後の死者をなくし、区民生活の早期復興を図ることを目的とする。** 阪神･淡路大震災では、全国からボランティアが被災地の支援に集まり、医療、食糧・物資配給、高齢者等の安否確認、避難所運営等から物資配分、引っ越し・修理、高齢者・障がい者のケアなど、多方面で活躍した。 一方で、ボランティアの派遣先や、活動拠点等が定まっておらず、さらに派遣されるボランティアの技量と、受入先の需要にギャップがあり、ボランティアを十分に活用できないケースも多く、東日本大震災、熊本地震でも同様の問題が起きている。 このため、内閣府は、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をまとめた、その中で、受援を想定した体制整備のあり方を打ち出している。 足立区においては、既に地域防災計画の関係各章で受援に関する事項を記載しているが、受援計画として章を設け、足立区の受援に関するこれまでの取組みや課題について整理するとともに、今後の対策と方向性を明確にする。 なお、受援計画に基づく具体的な活動については、各部の部別活動計画と調整の上、早急に定めていくものとする。 **第１　基本的な考え方** 区は、自らの地域で発生した災害に対し、地域防災計画に基づき応急対策を実施する。しかし、被害が広範囲に及び区や防災関係機関のみでは対応が困難な場合には、協定締結自治体や自衛隊等へ応援を要請し、円滑な災害対応を実施する必要がある。 効率的・効果的に支援を受け入れるために、応援受け入れの手順、役割の分担や調整、応援に使用する活動拠点等の受入体制をあらかじめ整理し、適切に実施するための計画を推進する。 なお、受援計画は、以下の視点を取り入れ整備することを基本的な方針とする。 １　受援業務の専任担当 ２　各部での受援ニーズに関する状況把握・とりまとめ ３　受援に関する連絡・要請の手順 ４　対策本部との役割分担・連絡調整体制 ５　応援機関の活動拠点 ６　応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等 ７　受援体制の充実	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
49	3 震	13	1	1	249	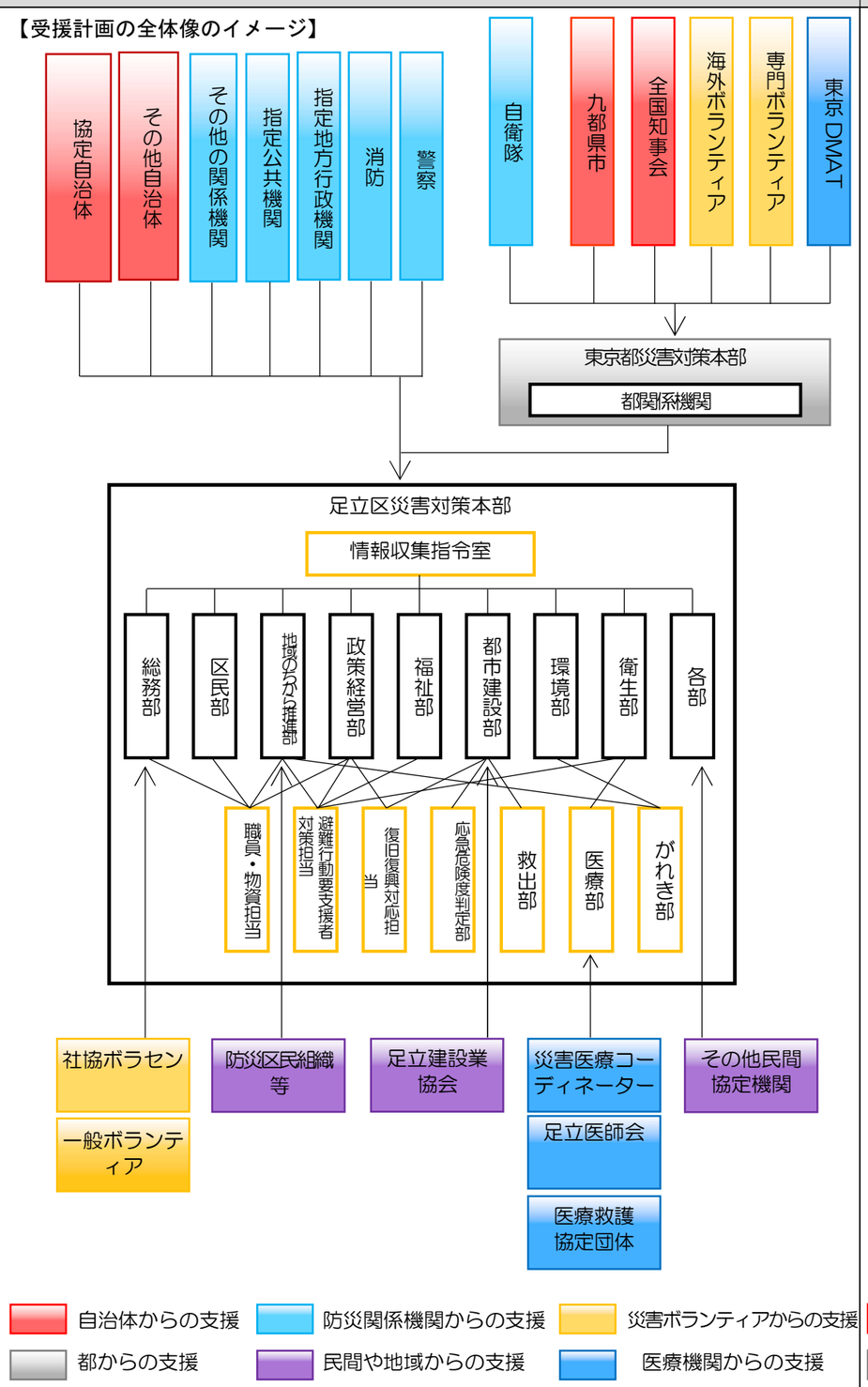	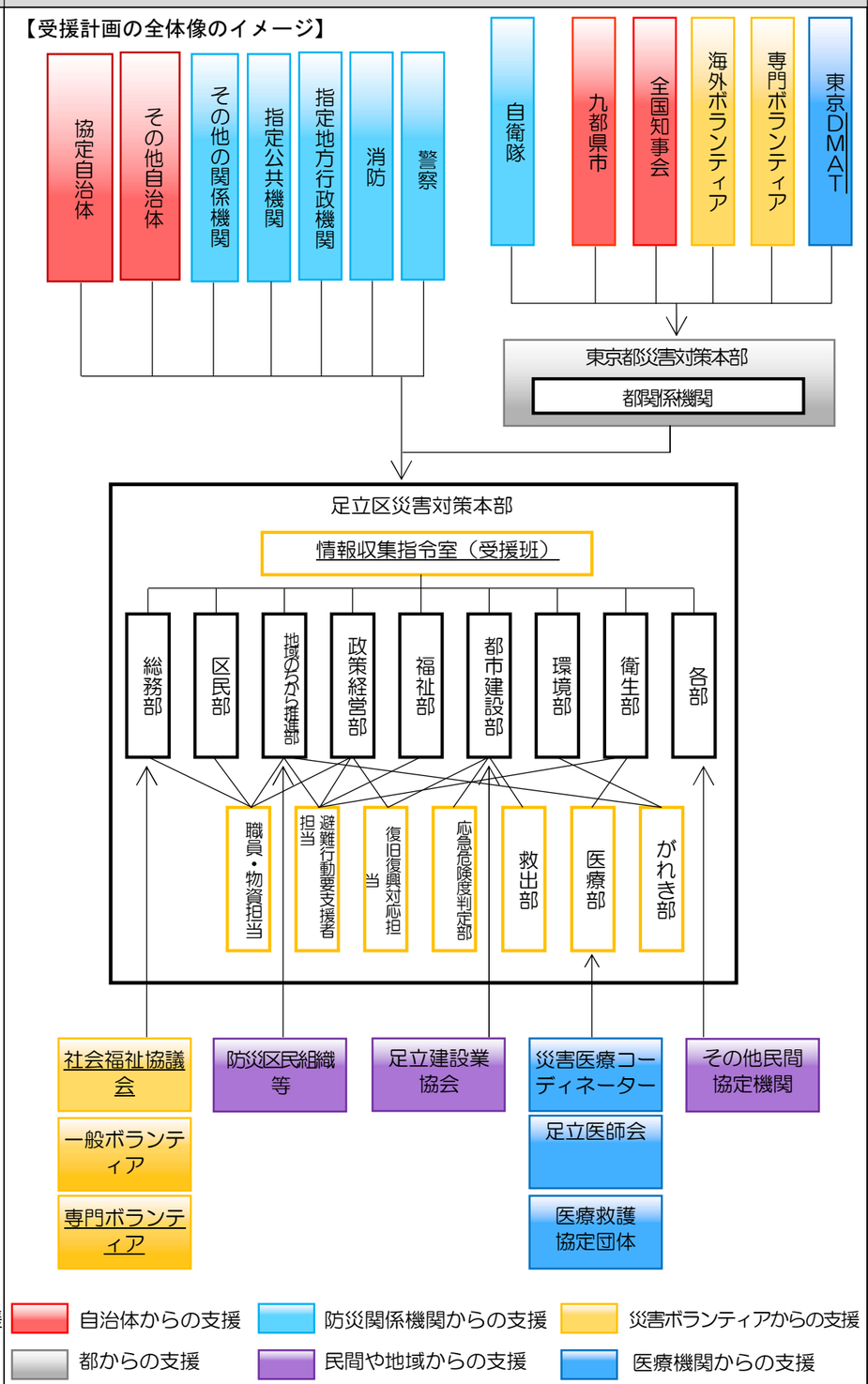	

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
50	3 震	13	2	2	250	（２）　詳細な取組内容 ≪区（総務部[危機管理室]）、各部≫ ①　応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等の確保に努める。 ②　応援隊のための必要資機材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）の確保に努める。 ③　関係機関と受入方法を調整する（各部署のニーズ情報、応援機関の応援情報等にもとづく調整）。 ④　各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。 ⑤　応援隊へ要請する携行品目を整理する。	第２節　受援体制の整備 【略】 第２　受入・連絡調整 【略】 （２）　詳細な取組内容 ≪区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部≫ ①　応援隊のための待機場所、執務スペース、会議スペース等は、各部において所管施設等を活用して確保に努める。ただし、各部での確保が困難な場合は、受援対策本部と協力して確保に努める。 ②　応援隊のための必要資機材等（地図、資料、業務フロー、マニュアル、水、食料、駐車場、待機場所等）は、各部において確保に努める。ただし、不足することが想定される資機材等については、応援隊に対し持参を要請する。 ③　各部は、応援隊との連絡調整を行い、人数や到着時期、集合場所、携行資機材等を事前に把握するとともに、受援班に報告する。 ④　各部は、応援隊担当者との調整を円滑に進めるために、受援シートを作成する。また、応援隊に要請する業務内容・手順等を整理、準備しておく。 ⑤　各部は、応援隊へ要請する携行品目を整理するとともに、受援班に報告する。	
51	3 震	13	3	3	252	第３章　相互応援協定締結自治体からの受援 【略】 第３節　災害時の受援（災害対策本部） 【略】 第４　受入体制の整備 （１）応援を受ける際は、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。	第３節　相互応援協定締結自治体からの受援 【略】 第３　受援活動（災害対策本部） 【略】 ４　受入体制の整備 （１）応援を受ける際は、宿泊施設の情報提供や活動スペースの確保等、協定先自治体の活動が円滑に行われるよう十分な受入体制を整える。	
52	3 震	13	4	1	252	【記載なし】	第４節　受援体制の充実に向けた取組（各部） 区は、受援体制をより効果的・効率的に機能させるため、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備を行う。 第１　受入体制の準備（各部） １　受援対象業務シートの作成 （１）区（各部）は、受援対象業務をあらかじめ特定し、迅速に応援要請できる準備として、受援対象業務シートを作成する。 （２）受援対象業務シートは、随時内容を見直し、内容の維持・更新を図る。 （３）受援対象業務シートは、各部内の研修・訓練等を通じて周知を徹底し、理解を深めていくものとする。 ２　受援対象業務の可視化 各部で作成された受援対象業務シートをとりまとめることにより、応援・受援の対象となる業務の全体像を整理し、応援側に依頼する範囲を事前に明らかにする。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>53</td><td>3
風</td><td>1</td><td>5</td><td>1</td><td>259</td><td>第１章　水害予防対策
第５節 都市型水害対策（危機管理室、都市建設部）
【略】
第１ 基本的な考え方
【略】
（２）ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップの作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。</td><td>第１章　水害予防対策
第５節 都市型水害対策（危機管理部、都市建設部）
【略】
第１ 基本的な考え方
【略】
（２）ソフト面の対策としては、洪水情報を事前に周知させるため、浸水被害の軽減に有効である浸水予想区域図やハザードマップの作成・公表するとともに、洪水時の情報提供についても既存の情報システムの拡充に加え、さらなる伝達ルートの開発を検討する。<u>平成 28 年 4 月から隅田川、新芝川、中川、綾瀬川、毛長川で各一箇所設置されているカメラについて、水位情報も含め、区ホームページへの掲載について検討する。</u></td><td></td></tr>
<tr><td>54</td><td>3
風</td><td>1</td><td>7</td><td>－</td><td>260</td><td>第７節　事前防災行動計画（タイムライン）
近年、気候変動等の影響で水災害が激化・頻発化しているとともに、大規模水災害が発生する可能性が高まっている。平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが重要である。
上記を踏まえ、平成 26 年８月に、荒川下流域右岸が決壊した場合等に備え、国土交通省、足立区、北区、板橋区、警察、消防、東京管区気象台、他関係機関が参加し、それぞれ行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムライン策定の検討会が発足された。
台風上陸５日前からの行動指針をあらかじめ設定し、連絡体制の確認や交通機関の停止準備、早期避難の勧告を関係機関が行う。
このことで、台風上陸前に住民避難を完了し被害を最小限に抑え、災害後は交通機関などの早期復旧を可能にする。
さらに、タイムラインにもとづき、防災行動のために必要な備え（人員、組織体制、物資、資器材、場所、連絡体制等）を検討することも必要である。
平成 27 年 5 月 25 日に荒川下流タイムライン（試行案）、平成 28 年 2 月に中川・綾瀬川・芝川・新芝川・毛長川の水害対策タイムラインが提示された。各タイムラインの概要は以下の通りである。これらタイムラインの詳細は次ページ以降に示す。</td><td>第７節　事前防災行動計画（タイムライン）
近年、気候変動等の影響で水災害が激化・頻発化しているとともに、大規模水災害が発生する可能性が高まっている。平常時から地方自治体や関係機関等が共通の時間軸（タイムライン）に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定し、災害時にはそれを実践していくことが重要である。
上記を踏まえ、平成 26 年８月に、荒川下流域右岸が決壊した場合等に備え、国土交通省、足立区、北区、板橋区、警察、消防、東京管区気象台、他関係機関が参加し、それぞれ行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムライン策定の検討会が発足された。
台風上陸 5 日前からの行動指針をあらかじめ設定し、連絡体制の確認や交通機関の停止準備、早期避難の勧告を関係機関が行う。
このことで、台風上陸前に住民避難を完了し被害を最小限に抑え、災害後は交通機関などの早期復旧を可能にする。
さらに、タイムラインにもとづき、防災行動のために必要な備え（人員、組織体制、物資、資器材、場所、連絡体制等）を検討することも必要である。
平成 <u>29 年 5 月 9 日</u>に荒川下流タイムライン（<u>拡大</u>試行<u>版</u>）、平成 28 年 2 月に中川・綾瀬川・芝川・新芝川・毛長川の水害対策タイムラインが提示された。<u>以下に各タイムラインの概要及びタイムラインに基づく足立区の取組を示す。</u></td><td></td></tr>
<tr><td>55</td><td>3
風</td><td>1</td><td>7</td><td>1</td><td>261</td><td>第１　荒川下流タイムラインの流れ
記載なし</td><td><u>第１　荒川下流タイムライン（拡大試行版）に基づく足立区の取組</u>
<u>【平成 29 年　台風 21 号の対応に伴う課題】</u>
<u>平成 29 年の台風 21 号では、中川で氾濫危険水位を超過し、「避難勧告」の発令、避難所の開設が行われるなど、タイムラインに即した対応が行われた一方、様々な課題も明らかになった。以下に、今後、検討すべき課題を整理し、平成 30 年の出水期までに改善、解決を図る。</u>
<table><tr><th>項目</th><th>課題</th></tr><tr><td colspan="2">応急対策活動体制の充実</td></tr><tr><td>緊急時に対応した勤務時間外の庁舎管理</td><td>・勤務時間外にセキュリティの観点から行われている庁舎管理のシステムが、円滑な応急対策活動の制約要因となる可能性があることから、セキュリティの解除等のルールの明確化・周知が必要である。</td></tr><tr><td>適切な職員配備</td><td>・迅速かつ円滑な応急対策活動体制を構築する上では、災害の規模に応じて、交代要員の確保も含めた職員の適切な配備が重要である。</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
<table>
<tr><td>庁内の情報共有</td><td>・各所管が適切に役割分担を行う上では、庁内の情報共有が重要であり、特に災害対策本部の設置以前における連絡体制等の充実が必要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">災害時の情報提供</td></tr>
<tr><td>情報セキュリティと緊急対応の両立</td><td>・インターネット等の情報システム等は、情報セキュリティの観点から一定の制約がかかっているが、災害時には情報の発信等において緊急性が求められる。
・情報セキュリティに関する制約（インターネットの自動切断機能等）を整理・把握した上で、災害時の情報発信等を迅速に行うための対応を検討する必要がある。</td></tr>
<tr><td>アクセス急増への対応</td><td>・災害時には区民等からのホームページへのアクセスが急増し、円滑な情報提供が困難になることから、アクセスの集中を分散する仕組みを導入する必要がある。</td></tr>
<tr><td>避難情報等の周知</td><td>・防災行政無線は、情報提供手段として有効である一方、聞こえ具合に地域差がある。
・このため、実態を把握した上で、聞こえにくい地域の解消に努めるともに、聞こえにくい地域では、A-メールや安心電話の普及・啓発の重点化などが重要である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">避難所の開設・運営</td></tr>
<tr><td>開設手順の共有</td><td>・学校長等施設管理者などの関係者が不在の場合でも、円滑な避難所開設ができるよう開設手順の共有化が重要である（マニュアル周知や訓練実施等）</td></tr>
<tr><td>適切な避難所運営</td><td>・夜間や冬期・夏期等季節対応など、悪条件下での避難所運営を想定した対応を検討する必要がある（暖をとることができる食糧の備蓄、冷暖房の備えた部屋の活用等）。
・様々な条件下を想定した避難所運営の訓練実施や、防災備蓄倉庫から物資を搬出するなど実践的な訓練により、避難所運営のあり方を継続的に検証する必要がある。</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>56</td><td>3
風</td><td>1</td><td>8</td><td>2</td><td>262</td><td>
第８節　水害広域避難対策（危機管理室、都市建設部）
【略】
第２　広域避難体制の整備
【略】
２　具体的な対策
≪区≫
（１）普及啓発
大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、ＳＮＳ等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
区は住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。

（２）避難勧告・指示等
広域避難に係る避難勧告・指示等の発令タイミングについては、第３部第７章にて示している避難勧告等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。

（３）避難所の確保・指定
区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担
</td><td>
第８節　水害広域避難対策（危機管理部、都市建設部）
【略】
第２　広域避難体制の整備
【略】
２　具体的な対策
≪区≫
（１）普及啓発
大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、ＳＮＳ等を活用するほか、水害リスクの PR ができる表示物を区内に設置し、住民・施設管理者等にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。また、江東 5 区大規模水害対策協議会では、想定し得る最大規模の水害に対する避難対策について検討しており、現段階における対応方針をとりまとめたパンフレット等を区民に配布する。
住民・施設管理者等に対し、居住地勢や避難行動等の周知・啓発により、住民・施設管理者等自らが率先して避難行動をとれるような意識づけに努めるとともに、早期の避難行動が災害の予防につながること、また、「空振り」であっても被害に遭わなくて良かったと思えるような意識の醸成を図る。

（２）避難勧告・避難指示（緊急）等
広域避難に係る避難勧告・避難指示（緊急）等の発令タイミングについては、第４部第４章にて示している避難勧告等の判断基準等も踏まえ、区民がはん濫までに安全な場所に避難できる時間の確保、移動場所や移動手段の具体化、国レベルの緊急事態宣言を発令できる制度の措置要請など、安全に広域避難を行うための基準や仕組み等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。また、避難行動要支援者の避難先や避難手段等についても検討する。
</td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
						を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。	**（３）避難所の確保・指定** 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。 また、避難場所や移動手段等が確保できず、広域避難の実現が難しいと判断される場合は、近隣の高い建物等への移動する垂直避難を行うため、事前に避難先となり得る建物管理者に対して、協力を求めるとともに、避難先の物資の備蓄と、２日以内の救助の対策についても検討する。垂直避難に活用可能な区有施設等については、緊急避難建物として指定し、ピクトグラムプレートの設置を検討する。	
57	3 風	1	8	3	264	**第３ 大規模水害時に使用可能な避難所の確保** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 ② 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や区内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、区外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。	**第３ 大規模水害時に使用可能な避難所の確保** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 ② 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や区内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、区外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。また、国に対して、大規模水害時の避難対策における流域自治体との協力体制の構築を要望するとともに、都と隣接している県との協議を要請しながら、避難所や避難方法を含めて、総合的かつ具体的な対策を構築していくよう取り組んでいく。	

第４部　災害応急対策計画　震災編
第５章　応急対策の実施

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
58	4 震	5	8	1	329	第１　初動態勢及び応急対策活動体制 第５節　具体的な取組 【略】 （２）詳細な取組内容 【略】 ⑨　本部職員の安全管理 【記載なし】	第１節　区職員等の初動態勢と応急対策活動 【略】 １．災害対策本部の活動の手続き等 【略】 （３）本部職員の安全管理 【略】 ③　長期間に及ぶ災害対応による過労等から、職員が心身の健康バランスを損なうことがないよう、精神的なストレスを抱えた職員等への心のケア対策等を含めた、健康管理体制を整備する。	

第６章　情報・通信活動

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
59	4 震	6	4	－	365	第４　公聴体制の整備 【略】 （２）詳細な取組内容 【略】 【記載なし】	第４節　公聴態勢の確立と被災者相談等の実行 【略】 （２）詳細な取組内容 【略】 ②　区民から問い合わせの多い相談内容については、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答（ＦＡＱ）」を開設するとともに、その周知を図る。	

第７章　医療救護・保健衛生等対策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
60	4 震	7	1	－	370	第１　初動医療体制 【略】 第１－２　医療情報の収集伝達体制 【略】 （３）詳細な取組内容 ≪区（総務部[危機管理室]、医療部）≫ ①　衛生部は発災後速やかに区（医療部）を、衛生部指定場所に設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整等の運営にあたる。 ②　東京都、日本赤十字社等の医療救護班の活動拠点並びに災害薬事センターは、区（医療部）におく。 ③　区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、また、情報収集指令室の情報をもとに速やかに人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況、区内の主要病院、広域避難場所、災害現場等への負傷者集中状況等を把握する。	第１節　初動医療活動 【略】 第２　医療情報の収集伝達体制 【略】 （３）詳細な取組内容 ≪区（危機管理部、医療部）≫ ①　衛生部は発災後速やかに区（医療部）を、衛生部指定場所に設置し、各医療関係機関の情報収集、連絡調整等の運営にあたる。 ②　東京都、日本赤十字社等の医療救護班の活動拠点並びに災害薬事センターは、区（医療部）におく。 ③　区医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、また、情報収集指令室の情報をもとに速やかに人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況、区内の主要病院、避難場所、災害現場等への負傷者集中状況等を把握する。区災害医療コーディネーターは、足立保健所長及び区長（災害対策本部長）が指定する医師とする。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>61</td><td>4
震</td><td>9</td><td>3</td><td>－</td><td>413</td><td>第 10 章　避難者対策
【略】
第５節　具体的な取組
【略】
第３　避難所の開設・運営
【略】
（３）詳細な取組内容
【略】
⑥　長期化への対応
【略】
イ　相談体制の確立
相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。</td><td>第９章　避難者対策
【略】
第３節　避難所の開設・運営
【略】
（３）詳細な取組内容
【略】
⑥　長期化への対応
【略】
イ　相談体制の確立
相談窓口等を設置して、避難者の不安、疑問、不満等を個別に受け付け、ストレスの軽減や避難所運営の改善を図る。また、区民から問い合わせの多い相談内容については、ホームページ上等に「よくあるご相談と回答（ＦＡＱ）」を開設するとともに、その周知を図る。外国人からの問い合わせ対応として、語学の知識をもった専門ボランティアと連携し、避難所等での通訳・翻訳を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>62</td><td>4
震</td><td>9</td><td>3</td><td>－</td><td>414</td><td>⑨　食料・生活必需品等の供給・貸与
【略】
【記載なし】</td><td>⑨　食料・生活必需品等の供給・貸与
【略】
エ　食物アレルギーの避難者に配慮し、食物アレルギー対応食品の備蓄等に努めるとともに、食料の提供に当たっては、原材料表示や献立表の掲示等についてマニュアル化を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>63</td><td>4
震</td><td>9</td><td>4</td><td>－</td><td>417</td><td>第４　動物救護
区は、危害防止、公衆衛生、動物愛護及び飼い主の心の安定の観点から、飼い主の責任において、飼養動物の同行避難を推奨する。
また、飼い主のわからない動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。
（１）対策内容と役割分担
<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（福祉部・衛生部）</td><td>〈１〉飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護
〈２〉飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨
〈３〉避難所等における動物の飼養場所等の確保及び適正飼養の指導等
〈４〉避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</td></tr><tr><td>都（福祉保健局）</td><td>〈１〉被災動物の保護
〈２〉関係団体等との連絡調整
〈３〉関係団体等との協働による動物救援本部の設置
〈４〉避難所等における動物の適正飼養の指導等</td></tr></table></td><td>第４節　動物救護に関する事項
区は、危害防止、公衆衛生、動物愛護及び飼い主（被災者）の避難支援の観点から、飼い主の責任において、飼養動物の同行避難を推奨する。
また、飼い主のわからない動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し、都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。
（１）対策内容と役割分担
<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区民（飼い主）</td><td>〈１〉避難所等における同行避難動物の適正飼養</td></tr><tr><td>区（福祉部・学校教育部）</td><td>〈１〉避難所等における動物の飼養場所等の確保</td></tr><tr><td>区（衛生部）</td><td>〈１〉飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護
〈２〉避難所等における動物の適正飼養の指導等
〈３〉飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨
〈４〉避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供</td></tr><tr><td>都（福祉保健局）</td><td>〈１〉被災動物の保護
〈２〉関係団体等との連絡調整
〈３〉関係団体等との協働による動物救援本部の設置
〈４〉避難所等における動物の適正飼養の指導等</td></tr></table></td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
							東京都獣医師会足立支部 〈１〉飼い主のわからない飼養動物や負傷動物の一時保護 〈２〉避難所等における動物の適正飼養の指導等 〈３〉飼い主の責務の周知及び飼養動物の同行避難の推奨	
64	4 震	9	4	－	418	**（３）詳細な取組内容** ≪区（関係部）≫ ①　同行避難動物の飼養場所等を確保し、可能な限り事前に避難所運営マニュアルの施設利用計画に記載する。 ア　避難所における動物の適正な飼養 ②　飼い主の分からない動物や負傷動物の保護や適正な飼養に関し､都や東京都獣医師会足立支部等関係団体との協力体制を確立する。 ア　動物救護所の設置 （ア）区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、動物救護所を設置し飼い主の分からない動物や外傷動物の一時保護を行う。災害により傷病を負った飼養動物の救護は、原則として飼い主の責任になるが、飼い主が分からない場合や飼い主が被災し救護できない場合は、区と東京都獣医師会足立支部との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。 （イ）動物救護所の管理・運営 （ウ）重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定 ≪区（福祉部）≫ ①　避難所における同行避難動物の飼養場所等を確保する。 ≪区（衛生部）≫ ①　飼養動物を放置した場合には、野生化等の危険が生ずるために飼い主に対して同行避難を呼びかける。区は都や東京都獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物の支援を行う。災害時に活動できるペット対策NPO団体・ボランティアに、動物救護所、各避難所の状況を把握した上で、必要に応じて支援を要請する。 ②　避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言 ③　避難所における飼養動物の適正飼養の指導・助言 ④　避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 なお、障がい者の方が伴ってくる補助犬については、飼養動物とは捉えず、要配慮者への支援として考え避難所等に受入れを要請する。 ≪都（福祉保健局）≫ ①　区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について以下の取組を行い、適正飼養を指導する。 ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 イ　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ウ　他県市への連絡調整及び要請	**（３）詳細な取組内容** ≪区民（飼い主）≫ ①　避難所における同行避難動物の適正な飼養 ≪区（福祉部・学校教育部）≫ ①　同行避難動物の飼養場所等を確保 ア　避難所における動物の適正な飼養 なお、障がい者の方が伴ってくる補助犬については、飼養動物とは捉えず、要配慮者への支援として考え、避難所等に同一空間（居室）への受入れを要請する。 ≪区（衛生部）≫ ①　同行避難の推奨 ア　飼養動物を放置した場合に野生化等の危険、生活環境の悪化が生ずる恐れがある。また、飼養動物がいることで、必要にもかかわらず避難をしない飼い主も現れる。そのため、区は、避難の必要がある飼い主に対して飼養動物との同行避難を呼びかける。 イ　区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養支援を行う。災害時に活動できるペット対策ＮＰＯ団体・災害ボランティアセンター等に、各避難所の状況を把握した上で、必要に応じて支援を要請する。 ウ　避難所における飼養動物の同行避難についての指導・助言を行う。 エ　避難所における飼養動物の適正飼養についての指導・助言を行う。 オ　避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。 ②　動物救護所の設置運営（飼い主の分からない動物や負傷動物の保護） ア　区は、都や東京都獣医師会足立支部と協力し、生物園及び都市農業公園に、動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主の分からない動物や負傷動物の一時保護を行う。 災害により傷病を負った飼養動物の救護は、原則として飼い主の責任になるが、飼い主が分からない場合や飼い主が被災し救護できない場合は、区と東京都獣医師会足立支部との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。 イ　動物救護所の管理・運営 ウ　受入れ状況に応じて、災害ボランティアセンター・災害時に活動できるペット対策ＮＰＯ団体等に支援を要請する。 エ　重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定 オ　動物救護所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>≪都（福祉保健局）≫
①　区と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
イ　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
ウ　他県市への連絡調整及び要請

≪東京都獣医師会足立支部≫
①　動物救護所の設置運営（飼い主の分からない動物や負傷動物の保護）
ア　東京都獣医師会足立支部は、区と協力し、生物園及び都市農業公園に動物救護所を設置し、東京都動物愛護相談センターが保護するまでの間、飼い主の分からない動物や負傷動物の一時保護を行う。
区との協定に基づき、東京都獣医師会足立支部の会員が負傷した動物への応急手当等を行う。
イ　動物救護所の管理・運営を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>65</td><td>4
震</td><td>9</td><td>5</td><td>－</td><td>419</td><td>【記載なし】</td><td>第５節　避難所外の避難者対策

（１）対策内容と役割分担
車中泊避難者や自宅での被災生活者など指定避難所以外の避難者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への誘導などの必要な支援に努める。

<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（関係部、政策経営部、危機管理部、地域のちから推進部、福祉部、衛生部）</td><td>〈１〉指定避難所以外の避難者の状況調査の実施
〈２〉指定避難所以外の避難者への支援
〈３〉車中泊避難者等へのエコノミークラス症候群の予防措置</td></tr></table>
（２）詳細な取組内容
≪区（関係部）≫
①　防災区民組織（町会・自治会等）等の協力を得ながら、車・テント・在宅等、指定避難所以外への避難状況を調査し、場所、人数、支援の要否・内容等の把握に努める。
②　指定避難所以外の避難者に対して、必要な支援に努める。
ア　近隣の避難所の避難者収容状況に応じて、避難所への移動を誘導
イ　指定避難所等を拠点とした飲料水・食料・情報等の提供
ウ　避難者の健康管理、健康指導
③　車中泊避難者等に対しエコノミークラス症候群の発症予防を呼びかける。具体的な呼びかけの内容は、軽い体操やストレッチ運動を行うこと、十分な水分補給を行うこと、ふくらはぎを揉むこと、足を上げて眠ること、ゆったりとした服装をすること、アルコールを控えること、禁煙をすること等とする。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>66</td><td>4
震</td><td>12</td><td>3</td><td>－</td><td>445</td><td>
第３　家屋・住家被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行
（１）対策内容と役割分担
住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。り災証明は、地震による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr>
<tr><td>区（総務部［危機管理室］、地域のちから推進部）</td><td>〈１〉住家被害認定調査結果等を把握、都に報告
〈２〉り災台帳の統括
〈３〉倒壊（焼損）家屋の調査
〈４〉倒壊（焼損）家屋のり災証明の発行</td></tr>
<tr><td>都</td><td>〈１〉区の行う調査への職員の応援体制を整備
〈２〉必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援</td></tr>
<tr><td>各消防署</td><td>〈１〉火災による被害状況調査を実施
〈２〉発行時期や発行場所等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施</td></tr>
</table>
</td><td>
第３節　家屋・住屋被害状況調査及びり災証明の発行準備・発行
（１）対策内容と役割分担
住宅の応急修理、住宅の供給、り災証明発行等のための基礎資料とするため、被災後に、家屋・住家の被害状況を把握する。り災証明は、地震による被災世帯に対し、区、国、及び都において行われる各種公的融資、税の徴収猶予・減免、義援金の配付等、被災者の生活安定を確保するための各種施策に関し、建物等の被災事実を証明するために行う。
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr>
<tr><td>区（危機管理部、地域のちから推進部）</td><td>〈１〉住家被害認定調査結果等を把握、都に報告
〈２〉被災者台帳の統括
〈３〉住家被害認定調査の実施
〈４〉り災証明の発行</td></tr>
<tr><td>都</td><td>〈１〉区の行う調査への職員の応援体制を整備
〈２〉必要に応じて、他の公的機関、各学会・大学、及び他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行う等、区の業務を支援</td></tr>
<tr><td>各消防署</td><td>〈１〉区と調整し火災による被害状況調査を実施
〈２〉発行者である区と、発行時期や発行場所、窓口における分担業務等について調整を図り、火災のり災証明書の発行手続を実施</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
<tr><td>67</td><td>4
震</td><td>12</td><td>3</td><td>－</td><td>446</td><td>
（３）詳細な取組内容
≪区（総務部［危機管理室］、地域のちから推進部）、東京消防庁≫
①　被害事実の調査
ア　国が標準的なものとして示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法等を定める。
イ　上記指針に基づき、区（地域のちから推進部）、東京消防庁は、り災証明の発行根拠となる、住家、事業所の被害について、速やかに災害に係る住家被害認定調査を開始する。
ウ　災害に係る住家被害認定調査の結果をデータ化し、り災証明の発行に備える。
エ　区（情報収集指令室）は住宅の被害状況調査結果について、都本部へ報告する。
オ　家屋被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。
②　り災台帳の作成・保管
ア　区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「り災台帳」を作成し、各区民事務所管内単位に作成、保管する。
イ　り災台帳の様式は、資料編　第 60「足立区発行り災台帳様式」P.資-201 参照とする。また、り災台帳のほか、判定結果を住宅地図に被災程度に応じた記号により表
</td><td>
（３）詳細な取組内容
≪区（危機管理部、地域のちから推進部）、東京消防庁≫
①　被害事実の調査
ア　「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法等を定める。
イ　上記ガイドラインに基づき、区（地域のちから推進部）、東京消防庁は、り災証明の発行根拠となる、住家の被害について、速やかに住家被害認定調査を開始する。
ウ　住家被害認定調査結果をデジタルデータ化し、り災証明の発行に備える。
エ　区（情報収集指令室）は住宅の被害状況調査結果について、都本部へ報告する。
オ　家屋被害認定調査には特に多くの職員の動員が必要になると考えられるため、区災害対策本部を通じ、部を横断した動員体制を検討する。
②　被災者台帳の作成・保管
ア　区（地域のちから推進部）は、それぞれの調査結果に基づき「被災者台帳」を作成し、各区民事務所管内単位に作成、保管する。
③　証　明
</td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
						示する。 ③　証　明 ア　証明の対象：証明の対象は、原則として建物（不動産）とする。ただし、立証可能な場合は、設備等も対象とすることができる。 イ　証明の区分：証明の区分は、近隣自治体との調整を踏まえながら、以下のとおりとする。 （ア）全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない ④　証明者 ア　証明者は区長とする。ただし、火災によるり災の場合は、申請により消防署長も焼損状況の調査等に基づき、り災証明書を発行する。 ⑤　発行手続 ア　り災証明書の申請受付及び交付：り災証明の発行基準や発行時期、証明書の申請受付及び交付は、受付時間を定めて、り災区民に広報等で周知の上、原則として区民事務所にて一括して行う。それによりがたい場合は、区と消防署が協議のうえ、指定した公共施設で行う。 区民事務所長、消防署長は、り災台帳等を確認のうえ、り災証明書を発行する。 イ　り災証明書処理手順 （ア）申請書の住所からり災台帳等を確認し、り災証明書を発行・交付する。 （イ）り災証明書には、必ず被害程度の認定基準を表示する。 （ウ）り災台帳によって確認できないときは、申請者の立証資料（写真等）により客観的に判断できる場合に、り災証明書を発行する。 （エ）証明の内容が本人申立と異なるときは、再調査申立書により、再度現地を調査する（本人持参資料を参考資料として預かる）。 （オ）り災証明書の発行が遅延している場合「り災証明書申請受理証明書」を発行できる。 ⑥　手数料 ア　手数料は無料とする。 ⑦　り災証明書様式 ア　り災証明書は、住家用と事業所用の様式を用いる。 **（資料編　第58、第59「足立区発行り災証明書」　P.資-199、200）** イ　消防署長が発行するり災証明書の様式は、別に定める。	ア　証明の対象：「り災証明書」の対象は、住家とする。非住家や動産等に対する被害の証明については、原則として被災者からの届出に基づき「被災届出証明書」により対応する。 イ　証明の区分：証明の区分は、以下の５区分を基本とする。 （ア）全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、無被害 ④　証明者 ア　災害対策基本法第９０条の２に基づき、証明者は区長とする。 ⑤　発行手続 ア　り災証明書の申請受付及び交付：り災証明書の申請受付及び交付は、あらかじめ区と消防署が協議し、対象地域、受付時間等を定めて、区民に広報等で周知のうえ、指定した公共施設で行う。 イ　り災証明書発行手順 「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、以下の手順でり災証明書を発行する。 （ア）本人確認、住民基本台帳情報等に基づき、被災者情報を確認する。 （イ）住家被害認定調査・調査済証、家屋課税台帳等に基づき、家屋情報を確認する。 （ウ）住家被害認定調査結果を被災者に示し、被災者本人の同意を確認する。 （エ）り災証明書を交付する。 （オ）調査結果に同意が得られない被災者に対して、第２次調査要望の有無を確認し、第２次調査の申込を受け付ける。 ⑥　手数料 ア　手数料は無料とする。 ⑦　り災証明書様式 ア　り災証明書は、物件居住者用と物件所有者用の様式を用いる。	
68	4 震	12	3	－	457	**第５節　具体的な取組** 【略】 **第11　学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策** 【略】 **（２）詳細な取組内容** 【略】 【記載なし】	**第11節　学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策** 【略】 **《区（関係部）》** **④　私立小中学校及び私立保育園等** （ア）各事業者は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。 （イ）区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて要請する。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td>69</td><td>4
震</td><td>13</td><td>1</td><td>1</td><td>458</td><td>
第２章　受援体制
区は、受援に係る発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。

第１節　受援体制
第１　受援計画の発動
本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。
（１）災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合
（２）各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
（３）特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

第２　本部体制
（１）受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。本部は、情報収集指令室から伝達された情報、各部署の希望する受援内容等の各種情報を受けて整理し、活動調整を実施する。調整結果は、情報収集指令室に伝達する。
（２）情報収集指令室は、関係機関に対して、災害対策本部の協議結果の伝達、応援要請、報告の整理等を実施する。
</td><td>
第１節　受援体制
区は、受援に係る発動基準、受援体制、活動手順（連絡・要請、受入、受入・調整）について定める。

第１　受援体制
（１）受援計画の発動の基準
本部長は、以下の場合において、受援計画を発動する。
①　災害対策本部が、区内で相当の被害が発生、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると判断した場合
②　各部が、所管の業務の実施が困難または応援を受けることが災害対応により有効に機能すると判断される場合
③　特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合

（２）本部体制
①　受援活動の拠点を、災害対策本部長室に設置する。名称は受援対策本部とする。
②　受援本部の構成及び職務代行の方針は災害対策本部に準じるものとする。
③　情報収集指令室の受援班は、応援側からの受入れ調整、受援状況の管理など、受援に係る事務を担う。
④　各部は、受援ニーズに関する状況把握・とりまとめを行い、情報収集指令室（受援班）に報告する。
</td><td></td></tr>
<tr><td>70</td><td>4
震</td><td>13</td><td>1</td><td>2</td><td>458</td><td>
第３　受援活動の流れ
（１）　対策内容と役割分担
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr>
<tr><td>区（総務部[危機管理室]）</td><td>〈１〉受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置
〈２〉応援の要請
〈３〉先遣隊等の受入
〈４〉応援部隊との連絡調整
〈５〉応援部隊の待機場所等の確保
〈６〉関係機関相互の連携</td></tr>
<tr><td>区（各部）</td><td>〈１〉応援の要請（受援シートの作成、提出）
〈２〉協定先等との連絡調整
〈３〉待機場所等の確保
〈４〉関係機関相互の連携</td></tr>
</table>
</td><td>
第２　受援活動の流れ
（１）　対策内容と役割分担
<table>
<tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr>
<tr><td>区（危機管理部）</td><td>〈１〉受援対策本部（災害対策本部本部長室）の設置</td></tr>
<tr><td>区（危機管理部[情報収集指令室]、総務部）</td><td>〈１〉受援に関する状況把握・とりまとめ
〈２〉応援資源の調達・管理
〈３〉庁内調整
〈４〉調整会議の開催
〈５〉応援の要請
〈６〉先遣隊等の受入
〈７〉応援部隊との連絡調整
〈８〉応援部隊の待機場所等の確保
〈９〉関係機関相互の連携</td></tr>
<tr><td>区（各部）</td><td>〈１〉受援に関する状況把握・とりまとめ
〈２〉協定先等との連絡調整
〈３〉応援資源の調達・管理
〈４〉情報収集指令室への報告、応援要請（受援シートの作成、提出）
〈５〉調整会議への参加
〈６〉応援職員への支援
〈７〉関係機関相互の連携</td></tr>
</table>
</td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
71	4 震	13	1	2	459	**（２）　詳細な取組内容** ≪区（総務部[危機管理室]）≫ ①　災害対策本部室に受援対策本部を設置する。 ②　災害対策本部、各部署が協定等にもとづき応援要請を実施する。 ③　他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。 ④　応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。 ⑤　応援部隊が円滑に活動出来るような環境整備（待機場所の確保等）に努める。 ⑥　地域防災計画の業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。	**（２）　詳細な取組内容** ≪区（危機管理部）≫ ①　災害対策本部室に受援対策本部を設置する。 ≪区（危機管理部：情報収集指令室、総務部）≫ ①　受援に関する状況把握・とりまとめ （ア）庁内における人的・物的資源ニーズのとりまとめを行う。 （イ）庁内における人的・物的応援の受入れ状況のとりまとめを行う。 ②　資源の調達・管理 （ア）人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況の分析を基に資源の過不足の整理を行う。 （イ）被災の状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。 （ウ）応援受援管理台帳票に基づく資源管理を行う。 ③　庁内調整 （ア）①でとりまとめた結果について、庁内の各部の受援窓口と共有する。 （イ）庁内での調整の必要性を検討する。 ④　調整会議の開催 （ア）必要に応じて各部の受援窓口が参加する調整会議を開催・運営する。 （イ）必要に応じて意思決定に関わる職員へ参加を求める。 ⑤　災害対策本部、各部署が協定等にもとづき応援要請を実施する。 ⑥　他の自治体等からの自主的な応援（先遣隊も含む）への対応を実施する。 ⑦　応援部隊への受援本部の指示の伝達、応援部隊の活動の報告等を実施する。 ⑧　応援部隊が円滑に活動出来るような環境整備（待機場所の確保等）に努める。 ⑨　災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。 【応援受援管理帳票】 応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援管理帳票を作成するとともに、記入要領を作成する。また、応援受援管理帳票は、電子データとして管理し、入力に際しての注意事項を関係者で共有する。	
72	4 震	13	1	2	460	≪区（各部）≫ ①　応援要請、協定先との連絡調整を実施する。受援シートを作成し、本部へ報告する。 ②　業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、やむを得ず担当する各部が受援活動を実施する場合、本部に活動内容を報告する。 ③　応援部隊が円滑に活動が出来るような環境整備（待機場所の確保等）に努める。 ④　地域防災計画の業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。 【受援シート（例）】	≪区（各部）≫ ①　受援に関する状況把握 （ア）業務における人的・物的資源ニーズをとりまとめる。 （イ）業務における人的・物的応援の受入れ状況をとりまとめる。 ②　応援要請、協定先との連絡調整を実施する。業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が受援活動を実施する場合、情報収集指令室（受援班）に活動内容を報告する。 ③　資源の調達・管理 （ア）人的・物的資源に関するニーズと、現状の受入れ状況から、資源の過不足を整理する （イ）業務担当班・課の中で、庁内職員と応援職員の業務分担を明らかにする。 （ウ）業務の実施状況を踏まえ、今後求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行う。 （エ）受援シート（資料編震災編　第 70「受援対象業務シート」）を作成し、情報収集指令室（受援班）へ報告するとともに、配置の計画を行う。 ④　①でとりまとめた結果を、情報収集指令室（受援班）へ報告する。 ⑤　情報収集指令室（受援班）が実施する調整会議に参加する。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th rowspan="2">現行（平成 27 年度修正時点）</th><th rowspan="2">修正案</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>受援シートの例を示す。なお、今後訓練等を通じて内容の修正、区各部への周知及び習熟を進めていく必要がある。

（業務名）　　（担当部署）
・応援者の行う具体的業務
・応援者に求める具体的な職種・必要資格
・応援者に求める活動時期
・受援担当者　（正）
・担当者（正）緊急連絡先　電話番号【　　】
メール【　　】
・担当者（副）緊急連絡先　電話番号【　　】
メール【　　】
・協力関係
民間の受入　□可　□一部可・・・□一般ボランティア
□専門職ボランティア
□企業
□NPO・NGO
□その他（地域住民）
□不可
協定　□有　□無し（検討中）　□無し（不要）
・協定の締結先</td><td>⑥　応援職員への支援
（ア）業務に必要な場所・待機場所・資機材等の執務環境を準備するよう努める。
（イ）情報収集指令室（受援班）と協力し、応援職員の待機場所、応援職員による定例ミーティングの開催ができる環境を提供する。
⑦　災害の応急業務に加え、必要に応じて通常業務を対象とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>73</td><td>4
震</td><td>13</td><td>1</td><td>3</td><td>460</td><td>第２　連絡・要請の応急対策
（１）　対策内容と役割分担
<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（総務部[危機管理室]）</td><td>〈１〉応援機関の受入活動の実施</td></tr><tr><td>区（各部）</td><td>〈１〉区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡</td></tr></table>（２）　詳細な取組内容
≪区（総務部[危機管理室]）≫
①情報収集指令室は、各情報を集約し、受援対策本部（災害対策本部本部長室）へ報告する。また、本部からの指示を各機関へ伝達する。
②会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。
≪区各部≫
①区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜本部へ状況を報告する。</td><td>第３　連絡・要請体制
１　連絡・要請の応急対策
（１）　対策内容と役割分担
<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（危機管理部[情報収集指令室]）</td><td>〈１〉応援機関の受入活動の実施</td></tr><tr><td>区（各部）</td><td>〈１〉区各部が協定等において災害時に協力関係となる機関との連絡</td></tr></table>（２）　詳細な取組内容
≪区（危機管理部[情報収集指令室]）≫
①受援班は、各部からの報告を集約し、受援対策本部（災害対策本部本部長室）へ報告する。また、本部からの指示を各機関へ伝達する。
②会議、引き継ぎ等により、応援側と受援側の情報共有を確立する。
≪区各部≫</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th>現行（平成 27 年度修正時点）</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>②区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を受援対策本部（災害対策本部本部長室）に報告する。
【応援要請の流れ】
 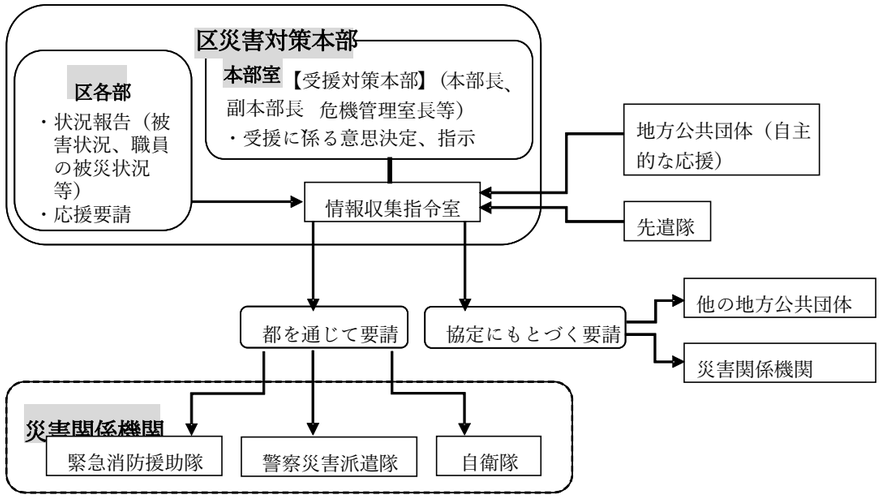
</td><td>①区各部は、協定先への応援要請を実施し、適宜受援班へ状況を報告する。
②区各部は、各部署が収集した被害状況及び職員の被害状況等を受援班に報告する。
【応援要請の流れ】
 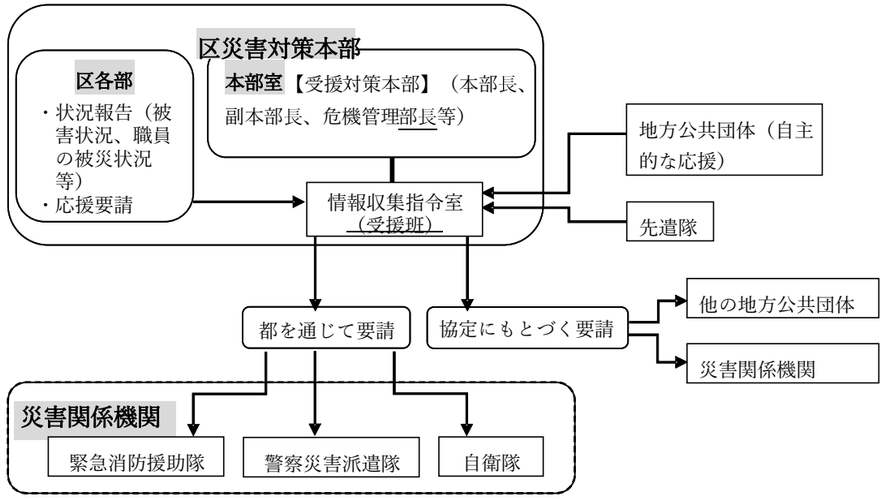
</td><td></td></tr>
<tr><td>74</td><td>4
震</td><td>13</td><td>1</td><td>4</td><td>461</td><td>第２　受入活動
（１）　対策内容と役割分担
<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（総務部[危機管理室]、各部）</td><td>〈１〉受入対応の実施（受付）
〈２〉関係機関との連絡調整</td></tr></table>（２）　詳細な取組内容
≪区（総務部[危機管理室]）、各部≫
①　応援隊を受入れるときに名簿リストを作成する。
②　応援隊の業務状況を受援対策本部（災害対策本部本部長室）に報告する。
③　情報収集指令室は、受入に関する情報を集約する。
④　本部では収集した各部署のニーズ情報、応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。
⑤　業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。</td><td>第４　受入・連絡調整
１　受入活動
（１）　対策内容と役割分担
<table><tr><th>機　関　名</th><th>対　策　内　容</th></tr><tr><td>区（危機管理部[情報収集指令室]、各部）</td><td>〈１〉受入対応の実施（受付）
〈２〉関係機関との連絡調整</td></tr></table>（２）　詳細な取組内容
≪区（危機管理部[情報収集指令室]）、各部≫
①　受援班は、応援隊を受入れるときに、団体名、氏名、活動期間、宿泊場所を明記した名簿リストを作成する。
②　業務ごとの個々の協定や応援制度にもとづき、担当する各部が応援隊を受入れる場合、名簿リストを作成し、受援班に報告する。
③　各部は、応援隊の業務状況を受援班に報告する。
④　受援班は、各部の報告に基づき、受入に関する情報を集約する。また、応援隊による業務の実施状況について、受援対策本部長に報告する。
⑤　受援班は、各部の報告及び応援機関の応援情報にもとづき、受入調整を実施する。また、必要に応じ、応援隊の追加要請や業務内容の変更を検討する。
⑥　業務の進捗状況や被害情報等について、会議、ミーティング、引き継ぎ等により、応援側と受援側が情報共有する体制を確立する。
⑦　自治体以外の応援主体である社会福祉協議会、区内や区外から被災地入りしているボランティア団体等と情報を共有する場を設置する。</td><td></td></tr>
</table>

修正案本冊の頁						現行（平成27年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
75	4 震	13	6	1	471 － 472	**第８章　ボランティアの受入（総務部）** 区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。 **第１節　ボランティア受入体制の確立** 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。 **第１　設置場所** 区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアの活動拠点として、区役所１階アトリウム等、可能な限り区本庁舎内、又は本庁舎近くに設置する。 【略】 第３ 足立区災害ボランティアセンターによる支援 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。 （１）派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与 （２）ボランティア活動に必要な資機材の提供 （３）ボランティア活動終了者に対する参加証の交付 【記載なし】 【記載なし】	**第６節　ボランティアの受入（総務部）** 区は、足立区災害ボランティアセンター等と連携し、ボランティアの受入体制の整備に努め、迅速な受入を可能とする。 **第１　ボランティア受入体制の確立** 区（総務部）は、足立区災害ボランティアセンター等と連携して、専門ボランティア及び一般のボランティアが、被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう受入体制を整備する。 【災害ボランティアの種類】 一般ボランティア：専門的な知識や経験を必要としない被災者支援活動を行う者 専門ボランティア：専門的な資格・知識を必要とする被災者ニーズへの支援活動を希望する者 **１　設置場所** 区災害ボランティアセンターは、災害による損害や二次災害のおそれの少ない施設の中から、以下に示す基準で確保する。また、災害の規模や建物の被害状況によっては、分散して設置することがある。 （１）できるだけ本庁舎近くで確保を検討すること。 （２）交通の便が確保されていること。 （３）ある程度の期間利用が可能であること。 （４）事務スペース、打合せスペース、広い駐車場があること。 【略】 ３　足立区災害ボランティアセンターによる支援 足立区災害ボランティアセンターは、専門ボランティア及び一般ボランティアに対し、必要に応じて次のような支援を行う。 （１）派遣元等身分が明確になるよう、腕章等を貸与 （２）ボランティア活動に必要な情報と資器材の提供 （３）ボランティア活動終了者に対する参加証の交付 ４　活動に必要な資機材 災害ボランティアセンターの運営にかかる資機材は、足立区災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき備蓄する。災害時に資機材の不足が生じた場合は、区が協定先等から調達し、災害ボランティアセンターに提供する。また、ボランティアの受付開始など段階ごとに必要となる資機材については、足立区災害ボランティアセンター運営マニュアル（各班ごとに必要な資機材のリスト）を活用する。 ５　災害対策本部との連携 ボランティアセンターは、必要に応じ職員を情報収集指令室へ派遣し、受援対策本部と総合調整等を行う。	

<table>
<tr><th colspan="6">修正案本冊の頁</th><th>現行（平成 27 年度修正時点）</th><th>修正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><th>NO</th><th>部</th><th>章</th><th>節</th><th>項</th><th>頁</th><th></th><th></th><th></th></tr>
<tr><td>76</td><td>4
風</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>477</td><td>第５節　足立区災害対策本部活動体制（各部）
【略】
第２　水防本部体制
１　水防本部の設置基準
都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。
（１）足立区に大雨、高潮、津波のいずれかの警報が発せられたとき。
（２）区内の河川に対して水防警報が発せられたとき。
（３）水防法第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。
（４）前 3 号に掲げるもののほか、都市建設部長が水災が発生するおそれがあると認めたとき。</td><td>第５節　足立区災害対策本部活動体制（各部）
【略】
第２　水防本部体制
１　水防本部の設置基準
都市建設部長は、次の設置基準により、水防本部を設置する。
（１）気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１３条第１項に規定する気象（暴風雨及び大雨に限る。）、洪水又は高潮の警報が行われたとき。
（２）水防法（昭和２４年法律第１９３号。以下「法」という。）第１０条第３項又は法第１１条第１項に基づく指定河川に係る洪水予報の通知を東京都知事から受けたとき。
（３）法第１６条第３項に基づく指定河川に係る水防警報の通知を東京都知事から受けたとき。
（４）前３号に掲げるもののほか、本部長が、水災が発生するおそれがあると認めたとき。</td><td></td></tr>
<tr><td>77</td><td>4
風</td><td>1</td><td>5</td><td>2</td><td>477</td><td>５　水防本部の職員配備
（１）職員配備体制
<table>
<tr><th>種　別</th><th>基　準　及　び　内　容</th><th>態　勢</th></tr>
<tr><td>警戒態勢</td><td>異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。
連絡要員表及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。</td><td>若干名</td></tr>
<tr><td>第 1 次
配備体制</td><td>大雨注意報等が発表され、の発生の恐れがある場合、直ちに配備体制が設置できるよう連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。</td><td>指定配備
班員
(基本 1/3)</td></tr>
<tr><td>第 2 次
配備体制</td><td>大雨、洪水警報の発表。暴風（強風）、竜巻注意情報の発表等により、風水害の発生、及び恐れがあるとき。風水害の被害の軽減又は未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>指定配備
班員全員</td></tr>
<tr><td>第 3 次
配備体制</td><td>区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>都市建設部
班員全員</td></tr>
</table></td><td>５　水防本部の職員配備
（１）職員配備体制
<table>
<tr><th>種　別</th><th>基　準　及　び　内　容</th><th>態　勢</th></tr>
<tr><td>警戒態勢</td><td>異常気象情報、大雨注意報等により、警戒態勢の必要があると認めるとき。
都市建設部緊急配備態勢及び都市建設部緊急連絡網により、職員に対し情報の収集及び連絡業務に従事させる。</td><td>若干名</td></tr>
<tr><td>第 1 次
配備体制</td><td>大雨警報等が発表されるなど、災害の恐れがある場合、連絡要員等を配置し、その他の職員を自宅待機させる。</td><td>指定配備
班員
(基本 1/3)</td></tr>
<tr><td>第 2 次
配備体制</td><td>大雨の状況が長時間継続するなど、さらに災害が発生する恐れが高まった場合、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>指定配備
班員全員</td></tr>
<tr><td>第 3 次
配備体制</td><td>区内全域に外水、内水の出水及び河川の氾濫等による水害の発生及び恐れがあるとき又は強風、突風、竜巻等による風害の発生の恐れがあり、甚大な風害による被害の発生又は、未然に防除する必要があるときに、風水害対策要員を風水害防止活動に従事させる。</td><td>都市建設部
班員全員</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
</table>

第４部　災害応急対策計画　風水害編
第２章　水防活動

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
78	4 風	2	1	－	503	タイムライン（試行案）	タイムライン（拡大試行版） ※タイムライン（拡大試行版）は、修正案本冊 P. 504 参照	

第７章　避難誘導計画

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
79	4 風	3	1	2	559	第１節　避難誘導計画 【略】 第２　避難のための立ち退き報告及び指示等 【略】 ２　避難準備情報、避難勧告及び指示 【略】 【記載なし】	第１節　避難誘導計画 【略】 第２　避難のための立ち退き報告及び指示等 【略】 ２　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急） 【略】 （９）広報・伝達については、直ちに防災行政無線、A-メール、ＳＮＳ、あだち安心電話、広報車、区ホームページ、災害用電子看板（ビュー坊テレビ）等で行う。	
80	4 風	3	1	3	560	【記載なし】	第３　避難勧告等の解除 区長は、浸水の危険性が解消された場合、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）を解除する。解除の伝達は、ホームページ、A-メール、ＳＮＳ、広報車等により行う。また、伝達にあたっては、継続する情報の有無や全ての情報が解除されたのか等を明確に伝達することに留意する。	

第５部　災害復旧計画　震災編
第９章　住民生活の早期再建施策

修正案本冊の頁						現行（平成 27 年度修正時点）	修正案	備考
NO	部	章	節	項	頁			
81	5 震	9	12	－	621	第５節　具体的な取組 【略】 第 12　応急教育・保育・学童保育 【略】 （２）詳細な取組内容 【略】 【記載なし】	第 12 節　応急教育・保育・学童保育 【略】 《区（関係部）》 ④　私立小中学校及び私立保育園等 （ア）各事業者は、災害発生のおそれがある場合又は災害が発生した場合は、利用者、従業者等の安全確保を行う。 （イ）区（関係部）は、各事業者への災害情報の提供等に努め、応急対策において、公立、私立の差が発生しないよう区と同様の対応を必要に応じて各事業所に要請する。	